

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第3号)

平成25年9月3日

1. 出席議員

1番	川上 裕 議員	2番	毛 受明宏 議員
3番	近藤 千鶴 議員	4番	近藤 善人 議員
5番	近藤 恵子 議員	6番	藤江 真理子 議員
7番	近藤 郁子 議員	8番	三浦 桂司 議員
9番	一色 美智子 議員	10番	杉浦 光男 議員
11番	早川 直彦 議員	12番	山盛 左千江 議員
13番	平野 龍司 議員	14番	平野 敬祐 議員
15番	村山 金敏 議員	16番	安井 明 議員
17番	月岡 修一 議員	18番	堀田 勝司 議員
19番	前山 美恵子 議員	20番	伊藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長 浜島 吉孝君 議事課長 石川 晃二君
議事課長補佐 馬場 秀樹君 庶務担当係長 濱島 早代江君
兼議事担当係長
議事課主査 花井 悟之君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明君	副市長	小浮 正典君
教育長	市野 光信君	行政経営部長	伏屋 一幸君
市民生活部長	石川 順一君	健康福祉部長	原田 一也君
経済建設部長	横山 孝三君	消防長	成田 泰彦君
教育部長	津田 潔君	企画政策課長	小串 真美君
財政課長	吉井 徹也君	総務防災課長	相羽 喜次君
高齢者福祉課長	浅田 利一君	保険医療課長	加藤 賢司君
都市計画課長	堀田 彰君	環境課長	土屋 正典君
会計管理者 兼出納室長	深谷 義己君	監査委員事務局長	阪野 正男君

5. 議事日程

(1) 一般質問

安井 明議員
前山美恵子議員
近藤 郁子議員
近藤 恵子議員
杉浦 光男議員

6. 本日の会議に付した案件
議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に16番 安井 明議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○16番(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、通告に従い順次質問をまいります。

石川市長は、豊明市の発行する平成25年7月1日号の市長だよりを初め、2013年7月22日発行の石川ひであき後援会だよりにおいても、「一般競争入札を1億円以上から2,000万円以上へ拡大したことにより、平成24年度は入札改革前と比べ競争性が高まり、その結果、平均請負率が12%下がり、工事費が7,000万円節減された」と報告をされましたが、12%の数字はどこから出てきた数字なのか、お伺いをいたします。

続きまして、桶狭間公園北側道路の歩道に駐輪されている不法駐輪対策について質問いたします。

平成21年3月に大脇館線全線開通に伴い、桶狭間公園北側道路の歩道に不法駐輪されている自転車について、不法駐輪がなくなるよう、平成20年より総務防災課と土木課にいろいろと努力をしていただいたが、いまだに不法駐輪をされています。

競馬場駅前の駐輪場に駐輪していただくために、今後どのような対策を講じるのか、お伺いをいたします。

以上で登壇しての質問を終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、安井議員からの入札改革の検証についてのご質問にお答えをしております。

初めに、比較の対象工事についてご説明をいたします。

議員の質問のとおり、豊明市制限付一般競争入札実施要綱を改正いたしまして、平成23年9月1日より、対象工事を設計金額1億円以上を2,000万円以上に改めております。

比較の対象につきましては、従前から一般競争入札の対象とされておりました1億円以上の案件は除き、2,000万円から1億円までの案件で、平成23年9月1日を基準日とした、平成23と平成24年度について比較を行ったものでございます。

平成23年度の9月1日以降に入札を行った1件は、24年度に算入し、請負率を計算しております。

結果、制度改革前の23年度対象工事数5件と、制度改革後から平成24年度末までの12件との比較を行ったものでございます。

次に、議員よりの質問の平成25年7月号の市長だよりで報告をいたしました平均請負率が12%下がり、工事費が約7,000万円節減された数値の根拠についてご説明をいたします。

平均請負率12%の減は、平成23年度の5件の加重平均請負率、約89.41%が、平成24年度の12件では約77.22%となったものでございます。

額の約7,000万円につきましては、平成23年度の平均請負率、約89.41%と、平成24年度の11件の個々の請負率との差を、それぞれの設計額に掛けて算出された差額を累計したものでございます。

以上です。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

石川市民生活部長。

No.7 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、市民生活部からは、桶狭間公園北側道路歩道に駐輪している不法駐輪対策についてお答えいたします。

ご指摘の場所には、4月以降、地域安全監視員にも毎日巡回させており、30台から40

台程度の駐輪を確認しております。

放置をしておきますと、路上へ無造作に駐輪される方もあり、中京競馬場有料駐輪場を管理する者に整理をさせておる状況でございます。

ここへ駐輪する者の心理としましては、大脇館線と国道1号線の交差点に信号機が設置されたことから、この場所に駐輪して徒歩での駅利用が便利な場所になったということ、駅前駐輪場が有料であるため、利用を控えたいなというようなことが考えられます。

以前にも行ってきましたが、ここへ駐輪される自転車の方に注意喚起、あるいは有料駐輪場の利用案内など、再度、集中的に行ってまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

安井 明議員。

No.9 ○16番(安井 明議員)

それでは、再質問をしてみたいです。

市長は、入札改革を検証するために、公表もされていない設計金額を持ち出して検証しようとしたしました。市民も含め、我々もその設計金額を知りません。

どうして今回、公表もされていない設計金額を用いて検証しようとしたのか、お伺いをいたします。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.11 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

入札改革の効果額をはかろういたしますと、設計金額に対する契約金額、すなわち請負率と申しますが、請負金額が幾らであったかということと比較する必要があるということでございます。

落札率でいきますと、予定価格というのは変動いたしますので、設計金額が市役所として公式に持っているそのものの金額であると、そのものの金額と業者さんが出された落札金額を比べると、それを従前のものと比較いたしますと、どれぐらい入札改革で効果があったのかということがわかるというようなことで、そうしたことをやらさせていただいたわけでございます。

以上です。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.13 ○16番(安井 明議員)

それでは、市長は、公表もされていない設計金額を持ち出して 7,000 万円節減できたと、こうした検証をしたことにより、市長は、私から言わせるとみずから墓穴を掘ったというふう
に感じております。

その入札のからくりについて、順次検証をしていきたいと考えております。

12%の数字の検証については、設計金額は公表はされていませんが、先ほどの答弁で
23 年度の請負率は 89.41%、24 年度の請負率は 77.22%であるとのことですので、この数
字から公表されていない設計金額を計算すると、平成 23 年度の設計金額は、契約金合計
2億 9,881 万 9,500 円を請負率の 89.41%で割りますと、約3億 3,420 万円。

平成 24 年度の設計金額は、契約金額合計4億 5,930 万 9,900 円を請負率の 77.22%で
割りますと、約5億 9,480 万です。

この計算と数字には間違いはないでしょうか。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.15 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そのとおりであると承知しております。

以上です。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.17 ○16番(安井 明議員)

ここからは、あらかじめお渡ししておいた資料によって検証していきたいと思いますの
で、よろしく願いをいたします。

ここで、平成 23 年度の落札予定価格の上限金額は、設計金額より何パーセント低く設定
されていたか、検証していきたいと思えます。

設計金額3億 3,420 万円を落札予定価格の3億 2,071 万円をマイナスしますと、1,349 万
円になります。1,349 万円を設計金額の3億 3,420 万円で割りますと約 0.04、つまり平成 23

年度は設計金額より4%低い落札予定金額が設定されていた。

続いて、平成 24 年度の落札予定価格の上限金額は、設計金額より何パーセント低く設定されていたか、検証したいと思います。

設計金額5億 9,480 万円から落札予定価格の5億 2,375 万円をマイナスしますと 7,105 万円。この 7,105 万円を設計金額の5億 9,480 万で割りますと 0.12、つまり平成 24 年度は設計金額より 12%低い落札予定価格が設定されていた。

この数字は、先ほどの答弁で 12%節減できた数字と符合します。

つまり 12%を先に担保をしておいたということでございます。

平成 23 年度と比較すると、平成 24 年度は8%も低く落札予定価格が設定されていた。

この計算と数字に間違いはないでしょうか。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.19 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いただいた資料を検証いたしました、間違いございません。

以上です。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.21 ○16番(安井 明議員)

それでは、この表から考えられることをご質問してまいります。

落札率だけを考えますと、単純計算では、平成 23 年度は 93.17%、それから、そこからマイナスすることの平成 24 年度の 87.7%、イコール 5.47%になります。

落札予定価格の合計が5億 2,374 万 6,800 円を今の 5.47%で掛けますと、2,864 万 9,496 円、約 2,865 万円が単純計算では節減できたというふうに考えますが、実際には、平成 23 年度は落札予定価格より 2.83%入札金額を下げて落札をしておりますが、平成 24 年度はわずか 0.3%しか入札金額が下がっておりません。

つまり入札改革の後のほうが、実質落札金額は 2.83 マイナス 0.3、イコール 2.53%、逆に上がっているという計算と考え方で間違いはないですか。

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.23 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議員がおっしゃられたように、予定価格が12%ということで、そういったことで考えると、予定価格が低くなっている分、予定価格と契約金額を比較すると、落札率は以前よりも上がっているということで間違いないと思います。

以上です。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.25 ○16番(安井 明議員)

それでは、本当に入札改革で7,000万円節減できたのか、検証したいと思います。落札予定価格は、誰が決定するのでしょうか。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.27 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

設計金額にもよりますが、2,000万円以上ということになりますと、主に市長ということになると思います。

以上です。

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.29 ○16番(安井 明議員)

市長が落札金額を決定するということでございます。

落札予定価格を市長が決定することができ、しかも、12%も設計金額より低い金額を設定しておいて、これを入札改革により12%節減できたというのは間違っているんじゃないでしょうか。

それと、建設業界は今非常に厳しい状況が続いておりますが、県または国より落札予定価格の設定について、指導というものはあったのかなかったのか、お伺いします。

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

平成 23 年の8月の 25 日、総務大臣及び国土交通大臣のほうから、県経由で各市町村に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」という、そういう通知が来ております。

そこで予定価格についても触れられておまして、歩切りについては設計金額とのバランスをとって、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すおそれがあるので、これを行わないことというような、そういった通知が来ております。

以上です。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.33 ○16番(安井 明議員)

ぜひ、今後はそういう形でやってほしいなというふうに思います。

つまり豊明市の落札予定価格は、初めから石川市長のこそくな考えで 12%も低く設定をされていたわけです。これが石川市長の入札改革のからくりであります。

豊明市議会の良識ある議員の皆さんにはよくわかってもらえたと思います。

落札予定価格の設定をするのは、石川市長の公約を実現するためにあるものでは、決してこれはございません。

(発言する者あり)

No.34 ○16番(安井 明議員)

静かにしとれ。

No.35 ○議長(伊藤 清議員)

静粛に願います。

No.36 ○16番(安井 明議員)

このように入札残を当てにするような行政運営は、行政を経営することができないトップが考える、一番こそくでひきょうなやり方であります。

本日の質問と答弁をよく理解して、深く反省をしてほしいと思います。反省だけでも、サ

ルでもするんですよ。

今後はしっかりと反省し、行政を運営されることを強く要望をしておきます。

(議長の声あり)

No.37 ○16番(安井 明議員)

まだ、私が一般質問をやっていますから。

また、中部水道企業団に対して、豊明市を見習うよう入札改革の指導をされたようですが、全く恥ずかしい限りです。

そこで、副市長にお伺いします。

昨年、私が副市長に建設事業の非常に厳しい現状と、石川市長の入札改革のからくりについて、私は説明をいたしました。

それにもかかわらず、平成 25 年 7 月 1 日発行の広報に、「入札改革により 12%も節減でき、金額として 7,000 万円節減できた」と、広報に記載をされました。

委員会の席で、「今後は私がしっかりと広報をチェックする」と答弁されましたが、広報の 7 月号はチェックをされたんでしょうか、お伺いをいたします。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.39 ○副市長(小浮正典君)

4 月号以降ですかね、行政経営部長と私がもう一言一句チェックすることにしておりません。

このマニフェストの進捗状況というところの入札改革についてもチェックしております。

以上です。

(市長の答弁は結構ですの声あり)

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

答弁要りますか。

(いや、結構ですの声あり)

No.41 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.42 ○16番(安井 明議員)

今のこの私の質問と答弁との間で、12%節減できたといったことは、間違っているということは理解をされましたか、もう一度、副市長に答弁をお願いいたします。

No.43 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.44 ○副市長(小浮正典君)

この入札改革による効果については、これは去年の末ぐらいだったと思います。市長がいないところで、行政経営部長、それから財政課長と検討したことがあります。

どういった形で検証するのが正しいのかという形で検証しました。議論しました。

そういった中で、もともとのやっぱり設計金額と契約額を比較する、この請負率で比較するのが最も正しいだろうという結論を導きました。

そういったことで、この効果を工事費約 7,000 万円の節減というふうに導いております。

ですから、これは別に市長が何か我々に命令したからそういった形になっているとか、そういったことは全くなくて、我々が合理的に導いた数字だというふうに理解しております。

以上です。

No.45 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.46 ○16番(安井 明議員)

もう一度副市長にお伺いします。

今の私の質問と答弁で、市長は設計金額から 12%初めから低く落札予定金額を設定された。

ですから、初めから 12%を担保しておいたわけですよ。だから、市長の入札改革によって 12%節減できたというのは間違いじゃないですかということを聞いています。

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.48 ○副市長(小浮正典君)

市長は、歩切りをどれぐらいしているかとか、そういったこと等を抜きに、これほとんどの工事案件が入札を1回で済んでおりますので、これは要するに歩切りしている、していない

は関係なく効果はあったというふうに、要するに競争性が働いたことによって、その契約金額が節減できているというふうに解釈しております。

No.49 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.50 ○16番(安井 明議員)

いや、それはどう考えてもおかしいですよ。

12%、金額に直して7,000万節減できた、これは何回でも言いますが、市長が初めから12%低い落札予定金額を設定しているわけですよ。

だから、この12%を持ち出すのは間違いじゃないですかということを知っておるんです。

No.51 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.52 ○副市長(小浮正典君)

予定価格をどこに設定しようが、設計金額そのものは変わりはないので、ですから請負率について、それについて変わることはありません。

ただ、落札率で安井議員は比較されようとされていますけども、我々は先ほど申し上げたように、議論した上で請負率で比較するのが正しい数字の比較の仕方だろうというふうに結論しております。

以上です。

No.53 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.54 ○16番(安井 明議員)

いや、それは全然おかしいですよ、副市長。

落札請負率でどうのこうのと言うのであれば、先ほども私が説明をしましたけども、落札予定金額からどれだけ低く落札したかと、このパーセントで言うならまだわかりますよ。

このパーセントでも、先ほど私は言いましたが、平成24年度は落札予定価格より0.3%しか低く落札をしていない。平成23年度は2.83%も低く落札している。

だから、入札改革後のほうが入札率は高いんですよ、違いますか。

No.55 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.56 ○副市長(小浮正典君)

どうしても平行線をたどってしまうと思いますけども、繰り返し申し上げますけども、あくまで我々の数字の比較の、要するに入札改革の数字の比較の仕方としては、もともとの設計金額と契約金額、要するに落札額がどれぐらいの差があったのか、それで比較しておりますので、議員がおっしゃる予定価格と落札金額の差で我々は比較しておりませんので、そういうことでございます。

以上です。

No.57 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.58 ○16番(安井 明議員)

幾ら話しても堂々めぐりになるような気がしますので、ここでやめますけども、これは絶対間違いですよ。

ですから、広報で間違いであったということを訂正してほしいということを強く申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

済みません、今ちょっとまだ聞きたいことがあったので済みません、もう一度質問させていただきます。

入札改革により競争性が高まったと言われておりますが、平成 25 年度の比較的金額の大きい耐震工事ですね、この工事の一般競争入札、3件の入札参加企業はそれぞれ何社ずつ参加されたのか、答弁を願います。

No.59 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.60 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

3つの工事のうち2つについては、2件、2業者でございます。

もう一つについては、まだ入札を進めておるところでございます。

以上です。

No.61 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.62 ○16番(安井 明議員)

1件については入札を進めているという答弁でありましたが、実際のところは、参加企業がなかったということで間違いないですか。

No.63 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.64 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そのように聞いております。

以上です。

No.65 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.66 ○16番(安井 明議員)

それから、私もインターネットで近隣市町の入札状況を大府、それから刈谷、日進、東郷、瀬戸と、全て確認をいたしました。

そういう中で、それで調べますと、一般競争入札については、少ないものもありますが、大抵5社以上で一般競争入札がされております。

豊明市だけ、2社しか参加されていない。前後駅のデッキについては、参加者ゼロという状況でございます。

今この建設業界の間で、豊明市の落札予定金額は設計より12%から15%も低く設定されていることは、もう建設業界の中では評判なんですよ。

ですから、こういったことで入札の参加業者が少ないというのであれば、全く競争性は働かないようになってまいります。これは大問題ですよ、これは。

そういったことは、入札の参加業者が少ないというのは、どのように分析をされていますでしょうか。

No.67 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.68 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

私のほうも今回の入札について、入札に参加していただけなかった企業の方々にいろいろとお伺いしております。

その中でやはり一番多かったのは、東日本の大震災の関係で技術者がとにかくいらないんだということでありました。

他都市でどの程度入札に参加しているか、どの程度というのは数ですけども、調べさせていただいたところ、1社、2社についてが大体 25%ぐらい、4分の1が2社以内の入札になっている、4社までというので 50%ぐらいということであります。

その辺で、先ほど安井議員がご指摘のような、豊明が非常にきつい入札をやるというようなことで避けられておるとしたら、それは非常にゆゆしき問題だと思いますが、私どもとしては、やはり競争性を高めて少しでも税金を有効に使うという、そういう観点でやっております。

業者については、今後とも参加を促すようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

No.69 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.70 ○16番(安井 明議員)

近隣市町については、私も全部調べました。

一般競争入札にしてもかなりの業者が参加していますし、ですから、一般競争入札で逆に業者が参加されなかったら、指名競争入札にすれば、もっと業者が参加をされると思うんですよ。そういった考えはないですか。

No.71 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.72 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回、1つの不調になっているものもあります。それについては、現在、指名審査の委員会のほうで、今おっしゃったようなことも検討いたしております。

とにかく発注ができなければ何ともなりませんので、そういった側面もありながら、競争性を担保していかにやるべきかということを現在考えております。

以上です。

No.73 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.74 ○16番(安井 明議員)

ぜひ今後、豊明市の真の入札改革をされますように期待をしておりますので、どうかよろしく願いをして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、不法駐輪の件ですが、この問題で私5年間、経済建設部と、それから総務防災課と5年間いろいろ協議をしてまいりました。

そういう中で、いまだに不法駐輪がされておりますので、実際これ当局は、この不法駐輪をなくそうという考えが本当にあるのかどうか、まず伺いをしたいと思います。

No.75 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.76 ○市民生活部長(石川順一君)

中京競馬場前駅につきましては、不法駐輪が多くて何とかなくそうという手だてをしておるんですけども、例えば有料駐輪場以外にも無料駐輪場をつくりたいという部分もございますけども、そういった場所の確保がなかなか難しかったりとかいうことがございまして、難しい状況であるというのが今の状況でございます。

終わります。

No.77 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.78 ○16番(安井 明議員)

難しい状況であると、という考えではなくなりませんよ、不法駐輪。

現在、40台ぐらい毎日とまるんですけども、ほとんどが館区の住民だと思います。

ということは、館区の住民であれば、ほとんどの自転車が高德院の前の道路、要するに大脇館線を通るわけですよ。

今、そこに信号がつけましたから、そのまま真っ直ぐ競馬場のほうに渡っていただければ、桶狭間公園にとめて、公園の横の歩道にとめて競馬場に入られるより、真っ直ぐ信号を抜けていったほうが早いんですよ。

ということで今、何が問題かといいますと、やはり駐輪代のお金がかかるということだと

思いますけども、ここで1つの考えとして、豊明市民だけもうちょっと駐輪場を利用するお金を下げるとか、そういった考えはどうでしょうか。

No.79 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.80 ○市民生活部長(石川順一君)

確かに今の有料駐輪場には市内の方だけでなく、市外の方もおとめいただいております。

ただ、有料駐輪場の利用料の関係につきましては、前後駅等の関係、あと、その有料の部分を支払った場合に、本当にその方が有料駐輪場にとめていただけるかどうか、ちょっと検証する必要もあるのかなというふうに考えております。

終わります。

No.81 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.82 ○16番(安井 明議員)

これは毎日ではないんですけども、たまに不法駐輪の自転車が多きやなんかは、桶狭間、要するに館区側じゃなくて、高德院側じゃなくて、桶狭間側の交差点のところに、普通は自転車がこういうふうに並んでいるんですが、このように3列か4列並んじゃう場合があるんです。

この場合に、自転車が倒れておるときがたまたまあるんですよ。今あそこはひまわりバスが通るようになっていきますから、自転車が倒れとるときに、ひまわりバスの運転手さんが大変苦労されているという話を聞いたことがあります。

ですから、それもありますし、大脇館線が開通するまでは、有料の駐輪場へとめるためには、名鉄のガードの下を通過して、1号線を2回信号を渡らないことには有料駐輪場にとめることができなかったんです。

今、大脇館線が開通して、信号がつかえましたから、そちらの信号を利用したほうがよっぽど早く競馬場に帰れるわけですよ、駅に。だから、そういうことも考えてぜひ、今までの方法だったらあそこはなくなりません。

だから、もっと厳しい処置をとっていただかないと、あそこの不法駐輪はなくなるらないんですけども、何かもっといい方法はないでしょうか。

No.83 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.84 ○市民生活部長(石川順一君)

今、自転車の不法駐輪の条例もございます。

これによりますと、事前に、その場所にとめてみえる方に注意札をつけて、それでも別の場所に動かしていただけない場合は撤去できるというようなこともございます。

ただ、今の段階では、もう一度、集中的に注意を促すような注意札をつけたり、案内をさせていただいて進めていきたいなど。

今、有料駐輪場のほうも少し、十数台分余裕もございますので、そちらを使っただけのように、まずはそこに全力を尽くしたいというふうに考えております。

終わります。

No.85 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.86 ○16番(安井 明議員)

今の中京競馬場の駐輪場の余裕は十数台しかないんですか、もう一度お伺いします。

No.87 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.88 ○市民生活部長(石川順一君)

有料駐輪場の自転車の台数が140台ございますが、今、直近での調査ですと、市内と市外の方合わせまして121台分契約がございますので、19台分の余裕があるということがございます。

ただ、原付き駐車場としてやはり30台分がとってございますので、そこを駐輪場として転用するのであれば、もう少しとめることができるかもわかりません。

終わります。

No.89 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.90 ○16番(安井 明議員)

実際そうであれば、私はこれ5年間ずっとやってきておるわけですよ。だったら、もっとほかのいい考えができたかもしれないんですが、今までそういった、残りが十数台しかないということは私初めて聞いたんですよ。

もっとそういったことを早く聞いておれば、もっと違う考え方ができたと思うんですが、どうしてそれを今まで、そういった数字を言うことができなかつたのか、お伺いをいたします。

No.91 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.92 ○市民生活部長(石川順一君)

台数につきましては、直近を調べさせていただいたわけですが、先ほど申し上げたんですけども、この有料駐輪場がそれだけのキャパシティしかございませんので、ふやすための余地を探しておるというような状況でございます。

終わります。

No.93 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.94 ○16番(安井 明議員)

もっと早くそれを教えてほしかったですよ。そうすれば、私も別なことを考えたかもしれないですよ。

今そういう状況を聞いた限りでは、もう不法駐輪はしようがないなと考えて、そういう考えをせざるを得なくなりましたよね。

1つ今言えるのは、桶狭間病院ですかね、藤田こころケアが競馬場の裏に今、駐車場をつくりましたよね。あそこの辺の一面を借りるとか、そんなようなことは1つの考えとしてどうでしょうか。

No.95 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.96 ○市民生活部長(石川順一君)

確かに私も今年の古戦場まつりのときに、桶狭間病院さんがちょうどあの駐車場をつくら

れたのを見まして、本当に駐輪場に貸していただければなど、ふっと思ったんですけども、今既にそういった形で駐車場として使われてみえるところを、なかなか何十台分かの駐輪場として使わせていただけるかどうかは、ちょっと聞いてみないとわからないという状況でございます。

終わります。

No.97 ○議長(伊藤 清議員)

安井 明議員。

No.98 ○16番(安井 明議員)

今、桶狭間公園の周りだとか、中京競馬場の周りにこれといった空きスペースというのはなかなかないと思います。

ですから、藤田ころヶアの駐車場がうまく利用できたら非常にいいかなと考えておりますので、ぜひひとつ、そういう方向で進めていただくようにと言うしか今ありませんね、そういう数字を聞きますと。

不法駐輪されていても、駐輪するところがなければ、まあ私もこれ以上言うことがありません。

ですから、もう少し早くそういったことを知らせてほしかったなと考えております。

ですから、何とか藤田ころヶアの駐車場が駐輪場になるように、今後ともいろいろ努力してほしいなということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

No.99 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、16番 安井 明議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時39分休憩

午前10時49分再開

No.100 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

19番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.101 ○19番(前山美恵子議員)

では、議長より発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。まず1点目、高齢者の福祉サービス後退を招かないために質問をいたします。

2年続けて、本市では事業仕分けが実施をされました。

その中で、昨年の結果を受けて、福祉体育館の体育部門に指定管理者制度が導入され、今年が高齢者のいきいきサービス事業、これが事業仕分けで「不要、民営化」と結果が出されました。

その結果から見えてくる、高齢者の福祉に冷たい本市の市政があらわれているようではありません。

そこで、今回2点について質問をいたします。

1点目として、高齢者のいきいきサービス事業についてであります。

今年行われた事業仕分けの結果、これは1の「不要、民営化」というところに仕分けをされました。

仕分け人も、判定人もこの事業にかかわりがなかったため、その中で議論されたのは、「少ない利用者に効果は薄い」とか、「ずれてきている」、「やり方を整理しろ」とか、「効果はない」などとの意見が大勢を占め、その事業の重要さが審議していただけず、結果としては、そういう結果が出されたわけであります。

もともとこの事業、これは介護保険の中の地域支援事業の一環として位置づけられているわけで、介護保険が始まったとき、サービスを受けるにはハードルの高い認定を受けなければなりません。

そして、その認定から外れてしまった人が、サービスが受けられないため、かえって重度化するということもあることから、介護保険から外れてしまう高齢者のために、介護保険の横出し事業として、これはどこでも自治体はこういうメニューを整えてきたわけであり、これこそが重要な福祉施策といえるものであります。

仕分けにより不要とされ、廃止や民営化されれば、高齢者は利用できなくなり、介護の重度化を招くこととなります。

よって、市が直営で運営し、虚弱高齢者を把握し管理をしていく事業と、この事業は大切な事業と考えますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

2点目として、昨年の事業仕分けで「民営化」とされた福祉体育館のスポーツ施設関係が指定管理者制度に切りかわることになりました。このことは大変心配するところであります。

ここの関係で働いている高齢者の問題についてここでは取り上げますが、福祉体育館事務室及び体育施設の事務室、これは勅使会館であります。この受付業務、それから施設管理業務の窓口業務は、市民との接点となる大事な事業であります。

ここの仕事に長年、シルバー人材センターや臨職の高齢者が請け負ってきました。この人たちの中でノウハウをつけ、トラブルがないように受け継がれてきました。

しかし、指定管理者制度導入によって、この高齢者の雇用の場が奪われることになるのではないのかと、大変心配するところであります。

このような高齢者のノウハウが生かせるような雇用の場を保障していくことこそが行政の

役割と考えますが、見解をお聞かせください。

2点目の質問に入ります。

児童クラブの環境改善を求めて質問をいたします。

児童クラブは、共働きやひとり親家庭の小学生が、学校のある日は放課後の時間を、また学校が休業日の土曜日や、長期休業日は朝からの1日を過ごす施設であり、家庭と同じように過ごせる生活の場でもあります。

ですから、子どもたちは学校から「ただいま」と帰ってきて、指導員が「おかえり」と迎える場でもあります。

今、小学校低学年の子どもたちは、年間1,680時間程度もの時間を児童クラブ、いわゆる学童保育で過ごしていると言われていています。

その数も年々ふえています。その入所者に対する施設がまだまだ不足していることや、条件整備が課題となっていることが全国の調査でも明らかになっています。

本市でもその傾向があり、そのためにも次の質問を用意いたしました。

1点目に、空調設備についてであります。

昨年も指摘をしました。おくれていた2児童館の図書室の空調設備においては完了はされましたが、遊戯室の空調設備についてはいまだ未整備であります。

この状態は、夏休みも児童館で過ごす児童にとって過酷であり、日によっては遊戯室が38度も超えてしまい、使用できないという事態にもなっています。

早急に整備をしていただくことをここに求めるものです。

2点目に、マンモス児童クラブについて、これも昨年私は指摘をしました。

特に今年は、児童クラブの無料化によって入所児童が増加をし、夏休み期間は朝から満杯状態であります。

特に遊戯室に空調がないことから、空調のある部屋に集中し、ひしめき合っただけは過ごしています。

ところで、昨年の8月に成立をいたしました子ども・子育て関連3法では、国として学童保育の基準を初めて法令で定めることとなり、市町村でも条例で基準を定めることとなりました。

そして厚労省は、学童保育の集団の規模について、これはおおむね40人程度としています。このことを考えますと、本市でも改善が迫られることとなります。

その対策について求めるものであります。

3点目に、その指導員体制についてであります。児童はふえているのに、職員体制は各児童館に正規職員が1名であり、あとはフルタイムや短時間の臨時職員であり、エネルギーいっぱいの子どもたちが遊び回る状況を見守るには手薄であります。

せめて、正規職員を各館1人ずつふやせば余裕のある保育ができるように考えますが、いかがでしょうか、見解を求めるものです。

3つ目の質問に入ります。

教育条件の改善を求めて質問をいたします。

子どもたちに行き届いた教育を進めるとともに、教職員の労働条件の改善を図るために、5点質問を用意いたしました。

1点目として、教職員の多忙化が問題になっていますが、勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害の防止をするために、在校時間状況記録が実施されるようになってから久しいわけであります。

本市での記録の取り組みが進んではいますが、本来の目的を果たすにはまだまだおくれた状態であり、改善が求められます。

記録簿は、教員の働きぶりを写し出す鏡の役割を果たすもので、正確に反映されるものでなければなりません。

単なる在校時間だけ記載をしても、その理由が記されなければ解決の方向が見えてまいりません。

ぜひとも、備考欄に勤務時間外の業務内容の記載を義務づけ、これとともに勤務時間の割り振り変更簿、これをセットにして記録できるよう、配慮を求めるものです。

2点目に、在校時間記録簿、皆様のお手元に配付をさせていただきました在校時間記録、今年度の4月から6月まで、教員の方がどれだけ時間外勤務をされているかという表をお配りさせていただきました。

ちょっとお手元に届いていない方には申しわけありませんが、ちょっとご容赦いただきたいと思います。

ここの在校時間記録によりますと、時間外で1カ月 80 時間以上や、100 時間の超過勤務をしている教員があります。

これは、基準を言いますと、月 45 時間以上は文科省の基準で言いますと、超過労働では「危ない」という基準になっています。80 時間以上でありますと、メンタルヘルス関係で「心の健康に問題がある」と、これは指摘をしております。

そして 100 時間以上ということは、「深刻な過労死レベル」であるということでもありますので、特に4月から6月まで 100 時間を超えていらっしゃる方が実は 64 人もいらっしゃるということが、このところで判明をされております。

今年度の6月までの記録によりますと、特別の忙しい4月、これに多いのは理解ができますが、5月も6月も超過勤務が減らないで、例えば6月には 100 時間以上の時間外勤務者は 64 人にも上ります。

これらの教員の健康状態が大変心配をされます。医師の指導が受けられやすくできるように配慮すべきと考えますが、お答えをいただきたいと思います。

3点目に、今年度より平日の部活動の指導をする教員に対する部活動奨励費が、県費と市費で支給をされておりました。その額はわずかではあります、それでも教員の支えでありましたが、これがカットをされました。

今年度は、県が奨励費をカットしたことから、市費もカットをされてしまったわけでありませ

す。日進や長久手など、存続をされているところもあるとお聞きをしております。

生徒の部活を存続させるために、頑張る教員にぜひとも復活を求めるものであります。

4点目に、学校図書館の関係であります。学校図書館に配置をされている図書館司書についてであります。

昨年、学校図書館関係の地方財政措置が充実をされております。

学校図書館の蔵書の整備に加え、学校図書館への新聞配備、それから図書館司書の配置について、地方財政措置がされました。

地方交付金が交付をされるようになったわけでありませ

す。これに対して文科省の考え方は、司書の時間給は1時間当たり1,000円、そして1日6時間で、1週間のうち5日間、1年35週間、これを基準としております。この考えに沿うように本市でも対処をしていただきたく、ここで求めるものであります。

また、学校図書館への新聞配備については、まだまだ一部の学校でしか配備をされてお

りませ

す。以上で壇上での質問を終わります。

No.102 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.103 ○健康福祉部長(原田一也君)

健康福祉部より、2項目についてご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1項目目のいきいきサービス事業に関するご質問ですが、議員が申されますように、介護保険事業として、お元気チェックリストの結果から、要支援の手前の高齢者、2次予防事業対象者に対し、介護認定への進行を予防する目的で行っております。

特に筋力、口腔ケア、栄養、認知機能の低下を招かないようなプログラムを取り入れて、老人福祉センターでほぼ毎日実施している事業でございます。

今回の事業仕分けの結果は、そのまま市の最終判断となるものではございませんが、仕分けの判定結果や、意見などを踏まえ、市の方針を決定することになります。

現在、第5期介護保険事業計画に基づき事業を実施しておりますので、計画途中の事業

の変更や廃止は、介護保険料の改定まで影響が及ぶため、困難であると考えております。

さらに、介護予防事業は、1次予防事業と2次予防事業から構成されており、それがさらに筋トレ教室やはつらつ教室などと連携しながら、細分化されて事業を実施しておりますので、1つの事業のみを変更、廃止することは、介護予防事業全体で調整が必要と考えております。

いずれにいたしましても、平成27年度から第6期介護保険事業計画が始まります。国の社会保障と税の一体改革により、大規模な変更が予定されているところでありますので、今後、第6期の事業計画を策定するに当たり、国の動向を注視しながら、ニーズ調査を実施することになります。

よって、このニーズ調査の中で、いきいきサービス事業について、事業内容を初め、費用対効果や運営方法等を検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目目の児童クラブの環境改善に対するご質問を3点いただいておりますので、回答させていただきます。

1つ目の各児童館の遊戯室の空調設備の早急な対策についてでございます。

平成24年度、25年度の2カ年で、保育室の空調設備の整備を行っております。これにより、全園の保育室に冷房が完備されました。

特に今年の猛暑は異常とも言えるもので、冷房施設のない児童館の遊戯室は大変な暑さで、室温が36度を超えるときには遊戯室の使用を休止して、熱中症対策をしているという実情がございます。

児童館の遊戯室の空調設備は、昨今の暑さは、児童の健康管理上、必要性はあると考えておりますので、導入に向けて優先的に計画をしていきたいと考えております。

次に、2点目のマンモス児童クラブの問題でございます。

児童クラブの定員超過については、特に夏休みまでの期間は顕著な状況であり、館によっては、これ以上児童がふえると児童の安全が確保されにくくなるというふうに考えております。

今年度、子ども・子育て支援新制度の事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたしますので、利用者の意向や、他の施設での活用についても視野に入れながら、対策を研究してまいりたいと考えております。

またこれにあわせて、平成27年4月施行に向けて、必要な条例などの法整備も行っていくというふうに考えております。

3点目の児童館の職員体制でございます。

児童館、児童クラブには、副館長もしくはそれに準ずる専門員級の保育士を配置しております。

また、臨時職員についても、資格を有するベテランの方を多く配置しているところでございます。

児童クラブに係る人員配置については、国のガイドラインを堅持するとともに、研修等を実施して、職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

あわせて、再任用職員の活用も進めていきたいというふうに思います。

終わります。

No.104 ○議長(伊藤 清議員)

津田教育部長。

No.105 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部に2点ご質問をお受けいたしましたので、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、1件目の高齢者の福祉サービスの後退を招かないために、②の高齢者のノウハウを生かせるような事業のあり方を模索すべき、これについてお答えいたします。

福祉体育館の指定管理の候補者の選定において、高齢者雇用は重要な事項であると考えております。

指定管理は、総合的な判断により候補者を決定してまいりますので、結果的に高齢者の就労の機会が奪われることも懸念されております。

しかし、そのような事態にならないように高齢者の就労機会の維持等について、最大限の配慮をしてまいりたい、そのように考えております。

例えば指定管理者の選定において、1次審査では、現在、窓口業務等で雇用している高齢者が、継続して就労を希望する場合は雇用するとか、草刈り作業等については、市内高齢者の活用をすとか、書面による対策案を提出させる予定でおります。

また、2次審査では、文書だけでは読み取れない部分について、詳細確認が必要な場合は、具体的な対策案を直接聞き取るなど、本市の指定管理者としての適正を判断していきたい、そのように考えております。

次に、2件目の教育条件の改善を求めて、5項目のご質問をお受けしましたので、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、①の勤務時間と割り振り変更云々についてであります。

現在、使用している在校時間の記録簿は使いやすく、電子データ化いたしました。

この記録は、教職員が学校に出校した時刻と退校する時刻を入力し、学校内に在校している時間を集計するものであります。

この記録は、長時間在校する教職員の健康障害防止のため、服務監督をする校長がその時間を把握するためのものであり、勤務時間を把握するものではありません。

県費負担の市町村立学校教員の勤務時間は、愛知県の条例によって時間外勤務は認められておりませんので、勤務時間外には記入する業務がない、そのように解釈しており

ます。

また、勤務時間の割り振り変更簿は、修学旅行や野外活動などの宿泊を伴う場合は、事前に変更簿に明示しております。

その他の日常的な勤務時間の移動は、口頭で指示しているところがございます。

次に、2点目の医師への相談を受けられるようにというご質問であります。

長時間在校による教職員の健康障害防止のための対策は、豊明市立小中学校教職員に対する健康障害防止のための面接指導実施要綱に基づき、在校時間が1週 38 時間 45 分を超え、おおむね一月 100 時間を超える場合、本人の希望により医師による面接指導を受けることができる制度を既に設けております。

ちなみに、平成 24 年度は1件の面接指導を行っております。

次に、③平日の部活動の復活についてお答えいたします。

平成 24 年5月9日付、文部科学省の通知を一部ご紹介いたしますと、「部活動は学校の本来の教育活動として行われるべきと考えるもので、教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公平性を損ないかねないことから適当でない」という通知に照らし合わせまして、部活動の報酬を支給しないことと判断いたしました。

教職員が児童生徒の健全な成長のために部活動の指導を熱心に行っていることに対しましては、教育委員会としましても敬意をあらわすところでありますので、どのような形でその労に報いることができるのか、他市町の状況を調査しながら検討してまいります。

次に、4点目に司書に対する時間給の増額、新聞配置をすべきというご質問にお答えいたします。

学校図書館のさらなる機能向上のため、学校図書館の蔵書の整備に加え、平成 24 年度より学校図書館へ新聞配備、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置についても、地方交付税措置がされております。

本市におきましては、平成 13 年度より近隣市町に先駆けて全ての小中学校に司書を1名配置しております。

司書の賃金につきましては、近隣市町の状況と比較しても、著しく低賃金ではないものと認識しておりますが、社会情勢の変化や、他市町の動向を注視していきたいと考えております。

各学校図書館には、新聞配置については現在、小学校で4校が子ども新聞を設置しております。

新聞は、各教科の学習や総合的な学習の時間において、新聞を活用した学習が適切に行うことができるかを検証した上で、新聞の配置については検討してみたい、そのように考えております。

最後に、⑤の学校図書館への空調設備の配置計画についてお答えいたします。

学校図書館は、児童生徒の学習に対する興味、関心等呼び起こし、豊かな心を育む

自由な読書活動や読書指導の場であるというふうに考えております。

また、図書館は外部からの騒音を防ぎ、内部での騒音の発生を少なくするなどの、特に音環境への配慮が必要であるというふうに考えております。

特に昨今、猛暑が続き、この必要性を強く感じているところであります。

平成22年度には中央小学校、24年度には沓掛小学校の図書館に空調設備を設置いたしました。その他の小中学校にはいまだ未整備の状況にあります。

そのため、教育委員会としましては、学校図書館の学習環境改善と充実を図るため、空調設備の設置を引き続き検討していきたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.106 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.107 ○19番(前山美恵子議員)

では、まずいきいきサービス、高齢者の福祉サービスのほうから再質問をさせていただきます。

壇上でも申し上げましたように、介護保険の横出し事業ということで大事なこの事業なんですけれども、事業仕分けでこういう結果が出されたわけです。

不要と、それから民営化ですので、市直営でやるなというふうに事業仕分けではされたんですけれども、老人福祉センターでやっているのを私も見ましたが、あそこについてはお聞きをしましたら、75人ぐらいが登録をされていて、1日大体15人ぐらいがいらっしゃるということで、ここのところ年々ふえているということで、高齢者の方にとっては大変人気がある事業かなというふうに思うんですけれども、ここにいらっしゃる方は、普通の職員ではなくて、保健師さんとか、それから看護師さんが来て、健康チェックをちゃんとされるわけですよ。

で、1日のカリキュラムをきちっと組んでやるものですから、ここには3人かかわっていらっしゃるということで、そこに送り迎えをするバスの運転手さんとか、それからバスに付き添いをされる方とか、そういう方がここで高齢者のいろいろなサービスを支えていらっしゃるわけですけれども、これがこの事業仕分けでこういう形にされるというのは、大変危惧をされるんです。

まずは、第5期の今、事業ですので、来年まではこの3年計画で、このいきいきサービス事業というのは、このままの形でやらないとこれは反するわけですので、されるということですが、これから先のこの第6期からの事業にこういう大事な、こういうことにかかわっていらっしゃる人たちも含めた考えでいくと、今、高齢者の方は1日300円というふうにお聞きをしていますが、ほとんどの方が非課税の方ばかりなので、減免をされていらっしゃる

て、1日 150 円でいっしょやる。

ここの予算を見ましたら、大体人件費が 900 万ということになっておりますけれども、その今の専門家の方を入れて、1日5人の方がこの事業を支えて、それから民間でやるとなると、バスの調達や、それから施設なんかの経費なんかもかかってくると、私がざっと計算したところ、低く見積もって 1,500 万は下らないだろうと。

そうした場合に、これは高齢者のところに負担がかかるのか、市のほうがこんな 900 万もかかっているのに 1,500 万で民間に委託をするわけではないですよ。

そういうことを考えると、高齢者に負担がいくんではないかなというふうに思うんですけど、こういうことを考えると、これが高齢者がちゃんと行けるような、その事業がちゃんと続けられるかどうかということを大変疑問に思うんですけど、その点について、やっぱり市としてはそういうことも考えて、これから先の検討をしていかないといけないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

No.108 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.109 ○健康福祉部長(原田一也君)

いきいきサービス事業につきましては、先ほども申し上げましたが、介護保険制度の中の1つの事業というふうに捉えております。

当然そこには、筋力、口腔ケア、あと認知だとか、そういったような改善プログラムというのを組み入れて行っておる、大変重要な事業という位置づけと私どもも認識しております。

ただ、今回の事業仕分けで大きく問題になったのが、いわゆる費用対効果の部分で、約 70 名ぐらいの登録者の方、この方が毎日というか、1週間に1度通ってみえるわけですが、そういった方がこの事業をやって、どれぐらい効果が上がったのかというようなことがなかなか見えてこないというようなことが1つ問題になりました。

それともう一点、いわゆる老人福祉センターという、これは市の中心にあるわけですが、ここで1カ所でやっている事業ということで、送迎もやっておるわけですが、こういった事業をもっと広く、たくさんの高齢者に利用してもらえないかというようなことも1つの議論になったかなというふうに感じておりました、ここらあたりをいろいろ今後、内部で検討をしてみたいです。もちろん費用対効果の部分、あと直営でやるのか、委託で、費用がかからないような委託でやっていけるのか、そういったようなことを十分に精査した上で、今度の第6期の介護保険事業計画の中で取り組んでいこうかというふうに今考えているところでございます。

終わります。

No.110 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.111 ○19番(前山美恵子議員)

介護保険の事業計画をするのは、もうそろそろ来年から取りかからないと、これはおくれでしまいますので、もともと事業仕分けというのは、これは結論を出されたわけではなく、これを参考にすることで方向性を示すための事業仕分けですので、尊重はするけれども、やっぱり今言いましたように、事業仕分けされている人が、これを利用している人が全然いないわけですよ。

そういう中で、市がニーズ調査をするということは大切なことだと思うんですけども、やっぱりこの高齢者の声がよく聞こえるような調査のあり方もやっぱり、よく耳を澄まして聞くとか、それは必要じゃないかなというふうに思いますので、その点について要望をしておきますけれども、いい結果を出していただくように、それと地方自治体のもともとの方針は何かといたら、福祉の増進ですので、それはある程度の費用対効果は見なければいけないけれども、その効果を見過ぎて、福祉が後退しては何にもならないよということを私は言いたいわけです。

ここで、そういうことをやっぱりきちっと発揮をしていただきたいということで、これは必ずいい結果を出していただくことをお願いして、ちょっとこの質問を終わらせていただきます。

福祉体育館のほうについては、これは指定管理者を決めるその審議会というところに、こういう方向性、市の持っている姿勢を伝えていただいて、それを加味して審議をしていただけるということなので、引き続き高齢者の方がここで働くことができるかなというふうに思うんですけども、シルバーの人とか、それから高齢者の臨職の方というのは、地域、豊明市内の在住の人ですので、やはり仕事を地域の人にちゃんと仕事場を与えるということとは大切なことであるということを、やっぱり検討会のほう、審議会のほうへちゃんときちっと伝えていただけるように、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

児童クラブですが、まず空調の関係ですけども、私が行ったときも、夏休みの朝からですが、風がないともう遊戯室もぼーんと本当に、何というの、大体皆さん体感されていると思うんですけども、とてもいられるものではありません。

ですから、ほとんどこちらの集会室のところに、みんなひしめき合っているんですけども、特に二村児童館、あそこは狭くって、大体から40人のキャパなのに、76人もこの前はいらっしやっていた。

これは、無料化によってふえたというのと、一般の人、一般の児童も来ているということで、そういう状況の中で、本当に子どもがこういう状況で1日過ごさないといけないところで、こんな状況でいいのかということが問われるんですけども、優先的にというふうなご答弁ですよ。

優先的にというのは大変意味ある言葉でして、今もう今年は40度を超えたという状況で

すね。

日進市の小学校のある学校の体育館に、たまたま1校だけ、熱中症指標計というのがつけられて、今まではそんなことはなかったのですが、今年初めて「危険」という、その領域に入ったということで、日進では体育館に冷房をつけろという、今、質問も用意しているところもあるんですけども、そういうことを考えると、夏休みに一番子どもが遊ぶ場所に、エアコンが全然ついてないというのは本当に異常じゃないかということで、優先的にではなくて、1年で、来年にはついているような状況ができないかなというふうで、私は再質問したいんですが。

ちなみに、東郷から尾張旭、長久手、日進、みよし、みんな聞きました。みんなどこでもついています。ついてないのは、ひょっとして豊明ぐらいかもしれません。

そういうことを考えると、これは重大なおくれをとってはいかぬから、こののところへつけられるように、優先的ではなく、もう来年にはついているというような状況が見られませんかでしょうか、お願いします。

No.112 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.113 ○健康福祉部長(原田一也君)

確かに議員も申されますように、私も近隣の市町に聞きましたら、議員も申されますように、ほとんどのところが児童館の遊戯室に冷房設備がついているということでございます。

私ども児童館を管理する者として、やっぱり子どもの健康管理というのが、一番大きな問題であるというふうに思っておりますので、先ほど優先的にというふうに申し上げましたが、来年度の実施計画に、担当部局としてはいの一番にのせて、財政当局との交渉に入りたいと思っております。

終わります。

No.114 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.115 ○19番(前山美恵子議員)

では、担当課のほうで頑張っていたきたいと思います。

空調の関係はちょっと学校のほうもありますので、財源的なものも私も提案したいと思っておりますので、そちらに回したいと思っております。

2番目のマンモス児童クラブですけども、マンモスといえば今の二村もそうですし、そ

れからコスモス、あとほかのところはまあまあかなと思うんですけれども、無料化によって児童がふえている状況なのに、施設が現状のまま、そして職員が現状のままということではいけないというふうに思うんですよね。

ですから、1つは、国がおおむね40人程度の児童館が望ましいという、そういう関係で基準をきちっとつくって条例化しろというふうにされているものですから、来年ぐらいには大体つくっていただけたらと思うんですが。

この例えば二村で、基準で条例をしても、結局はあそこは40人程度しかだめな施設なので、それがいつも七十何人、いつもでもないけれども、いつも満杯状態なので、これをどうするかということ、幾ら数字でこの条例はつくっても、施設はそのままではいけないということなんですけれども、その施設について、やっぱり他の施設でも考えていただけたらということで、前向きに捉えていいのかなというふうに思うんですけれども。

ちょっとたまたま、みよし市に聞いたら、みよし市は各学校で児童クラブはやっているんですが、児童館は8小学校なんですけれども、豊明は各小学校に1館、児童館をつくるということで、もうできちゃったからいいわということになっているんですが、みよし市は各行政区に児童館、ですから13の児童館があって、あと12の児童館がないものですから、そこについては、午後から集会場、各行政区の集会場を開放して児童館のかわりにしているというふうです。

ですから、小学校区に1児童館ということにこだわらなくても、小学校区に必要ななら、2つ目の計画を立てていってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、条例でこういうふうに決めるんだったら、そういうこともちょっと検討を視野に入れてはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

No.116 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.117 ○健康福祉部長(原田一也君)

コスモス児童館と二村児童館のオーバーフローについては、十分承知をしておるところでございます。

今、児童館を増設したり、新たに1つの児童館をつくるということについては、なかなか財政状況が厳しい折、難しいかなというふうに思っておりますが、先ほども答弁の中で言いましたけれども、児童館の近くにほかの施設があれば、その活用を今後検討していきたいなというふうに思っております。

終わります。

No.118 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.119 ○19番(前山美恵子議員)

二村児童館については、もう前から何回も言ってきましたけれども、ちょっと動きそうかなというふうで、ぜひとも前向きに進めていただきたいと思います。

職員についてなんですけれども、コスモスでも80人ぐらいの登録児童がいらっちゃって、二村も、一般の子も含めてなんですけれども、それでも登録される児童がもうふえとる。

だけれども、あの大きな児童館の中で正職の人が1人、正職の人が休みをとるにも本当に自由にとれないという現状が今起きているんですけれども、臨職でフルタイムの人がお一人いらっちゃうので、かわりをやってもらったりというふうでちょっと回しているんですが、なかなか休みもとれない。

それから、あんなひしめき合っている、子どもがいっぱいいる中で、正規職員が1人というのは異常だと思うんですね。

せめて各館に1人ずつでも正職を、これは配置すべきではないかなというふうに思うんですけれども、スキルアップをするだけでなく、やっぱり正職というのは責任、あそこの館の中で、児童館の中で責任を持たなきゃいけない、そういう状況の中で、正規の職員が1人というのは異常だというふうに思うんですけれども、その点について、やはりふやすべきで、正規職をふやすべきではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

No.120 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.121 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議員が今おっしゃるように、職員をふやして対応するというのがベストだとは思いますが。

ただ、現在の職員の配置状況はなかなか苦しくて、その中でまた全ての児童館で1名ずつ正職をふやしていくということになりますと、なかなか今後の財政的なことをちょっと申し上げますと、少子高齢化によりまして税収が減っていくだろうということが考えられますし、現在、扶助費が平成13年から23年の10年間で20億円ほどふえております。

こういったことで、固定経費を我々自治体としてはできるだけ減らしてやっていくというのが避けては通れないことであるというふうに考えております。

正職員の増加ということになりますと、固定経費の膨張につながると、即つながりますので、その辺につきましては慎重に判断をすべきであると考えます。

今後の市民サービスのあり方として、臨時職員とか、市民協働のやり方とか、民間委託とか、いろいろなやり方を総合的に考え合わせて何とか対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.122 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.123 ○19番(前山美恵子議員)

まずは、二村が大変私は深刻だと思っんですけれども、1つは、今年もっと悲鳴を上げたのは無料化によって児童がふえたことですが、市長がマニフェストでやられることはいいんですけども、その波及的なことについて、やはりそういうことも考えて進めていかないといけない。

だから、無料化にすれば人数がふえる、ふえるんだしたら、その対応をどうするかということをしなが、これは進めていかないと、これだけをやるということではいけないと思っんですけれども、市長なんかは、そういう点ではやっぱり職員をふやすということ、こういうことがついてくるということはおわかりですよ。

その点について、この現状をどうお考えですか。

ただ、ちょっと時間が少ないんで、余り長々としゃべらないでください。

No.124 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.125 ○市長(石川英明君)

基本的には、今、行政経営部長が申したとおりになるというふうに思います。

もちろん、これから我々が描いていくことは何かといたら、公共施設を畳んだり、固定費を減らしていくばっかが能ではないんですね。いかにここに魅力あるまちをつくるか、子育てがしやすく、少子超高齢化に即した魅力あるまちをつくるということが基本になるわけです。

ですから、そうしたことも描いていきますが、やはり人口動態ともきちっと即応しながら考えていくことを思っております。

ちょっと今、歯切れのないような答えになるんですが、決してサービスを低下させたいというふうには思っておりませんので、その辺は適宜対応をとっていきたいというふうに思っています。

以上です。

No.126 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.127 ○19番(前山美恵子議員)

ここで働く人を、私はフルタイムの人を例えば正規職員にしたらどうか、フルタイムで働いていらっしゃるもんですから、1日ずっと働いている正規職員の人と大体同じ時間を働いているわけですよ。それで低賃金なんですよ。

だから、その人たちの賃金を上げれば、これはまた、全く出ていくばかりではないんですよ。だって、税として返ってきますから、税収をいかに上げるかというところは、そういう波及効果を見ないといけないんじゃないかなと。

ただ、低賃金で働くそういう臨職をふやせ、ふやせでは、豊明市の税収はふえていかないということをごちょっと申し上げておきます。

そういうことを考えながら、子育て支援事業であったって、それから市長のマニフェストで進めることであったって、そういう波及効果もいろいろ考えながら、それからデメリット、メリットが、ちゃんとどういうふうになっているかということをお考えながら進めていただきたいと思っております。

ちょっと時間があればもっと議論をするといいんですけども、ちょっと教育のほうがいっぱいありますので。

教育のほうについて、③番目の部活動の関係のところからちょっと再質問をしていきたいと思っておりますが、部長のほうからご答弁がありました奨励費、県が奨励費を削ったいきさつが、文科省のほうから県の教育委員会のほうに通知が出されて、その通知の内容についてなんですけれども、もともとの発端は、高校のところで補習をやっていた教師に対して、PTAのほうから報酬をもらった。

そういうことが国会で問題になったので、部活動について、小中学校の部活動をやる学校の先生について、これは授業の中に入っているからお給料として反映されている、そのところに奨励費をもらおうと二重取りになるんじゃないかということで、県のほうがカットをされたということなんです。

私もこれの文章をよくよく見てみると、これは高校の補習のときに、確かにPTA、PTAというのは自治体とか公共事業体ではなくて、これは父母、一般市民から報酬をもらったことで、これは二重取りになるのでこれはだめだというのは、これは私もわかります。

それで、それを今回の部活動の奨励費と一緒にたにするのは、これは間違いだと思っております。

PTAとか、それから学校団体から、報酬を補習のお礼に出しますよというのは、地方財政法の中でいうと、割当的寄附行為の禁止になるんですけども、私も前にここで「折り梅」のときに、市が5,000万を出すときに、「2,000万か3,000万は市民から寄附を集めて補助を市から出しますよ」といったときに、これは市民から寄附を強制をして事業を計画すること自体は、これは地方財政法4条の5にこれは違反するんです、禁止をされているんで

す。これと一緒になんです。

だけれども、この通知では、自治体のほうから補助を出すということは、ここの中では全然書いてないわけです。

ですから、県のほうが、この通知をちょうどいいというふうで、チャンスだというばかりに拡大解釈をして奨励費を削ったというふうには私は見るんです。

これは、県のほうに本当に確認をしていただきたいと思うんですけれども、そのために日進市とか、それから長久手市のほうは、補助金の支給要綱をつくって支給をされてますので、これは何ら違法ではないし、違反するものではないというふうには私は思いますので、まずこちらのほうを県に確認をしていただいて、それで私の言うことが多分正しいと思うんですから、もうその補助金をこれからちゃんと続けられるように、わずかなお金なんですよ、本当はもっと増額をしてほしいんですけれども、まずは復活させることを早急にしていただけないかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

No.128 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.129 ○教育部長(津田 潔君)

部活動の復活についてご質問をいただきましたが、今おっしゃられるように、PTAとか一般市民からの寄附をもらって、教員の部活動の報酬に充てる、これは教員としてもあってはならないということで理解できるのでありますが、この文科省からの通知、一度県のほうには問い合わせてみますが、豊明市の教育委員会の解釈としましては、やはり平日の部活動の時間は、簡単に言うと給料に含まれていると。

ですので、報酬として新たに教職員に支給するのは、言葉は悪いかもしれませんが、先ほどおっしゃられるように二重払いになると、そういうふうには解釈して、部活動の報酬費を切っているわけです。

それで近隣でも、今ご紹介がありましたように、日進市、長久手市等は、補助金要綱等をつくって支出しております。

何が問題かといいますと、やはり現場で部活動の指導を一生懸命行っている教職員の方々のモチベーション、それをやはり下げたくない、一生懸命やっていただきたいというふうに教育委員会は考えておりますので、報酬としてお支払いすることは今後とも難しいかと思いますが、何らか別の形でその労に報えるようなことを、一度県のほうにも通じて、近隣市町の事例も参考に検討してみたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.130 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.131 ○19番(前山美恵子議員)

じゃ、ぜひともお願いをしたいと思います。

次に4番目、図書館の司書ですけれども、司書資格があっても、学校図書館というのは司書教諭という位置づけで、教員の位置づけがあるわけですから、1時間 890 円しかお支払いをされていないということで、文科省が 1,000 円というこの基準を出しましたので、豊明市のほかの臨職の賃金が、例えば学校で特別支援員ですかね、この方ですと 1,220 円、1時間お支払いされているわけですね。

やっぱり臨職の方でもこれだけ違ってくるものですから、文科省が言うように 1,000 円保証をしていただきたいと思いますんですけども、1,000 円保証するとなるとどれくらいかと、私計算をしましたら、年間 158 万ぐらいでこれは実現をするわけですから、これは前向きに、より近づけるじゃなくて、1,000 円は保証できるという、そういう確約はできないでしょうかねということと、それから、時間がないんで空調ですが、空調についても引き続き検討ではなくて、さっき児童館のほうで言いましたように、もう来年つけないと、これ子どもの健康の状態に大変悪いです。

やっぱり図書館って、2階、3階、建物の上にあるものですから、もう朝からこうこうと日が入ってきて、とても読書をする環境ではない。4時間目に、例えばあそこの図書館のところで授業をやって、そこで文章を書いてもらおうと思うと、とても子どもが集中できないというお話を聞きました。

私も5分くらい中に入ったのですが、とてもいられない状況ですので、ぜひともこれは1年でつけていただきたい。

財源についてちょっと提案をさせていただきたいんですが、私は昨年、法人税の超過課税についてちょっと提案をしました。

法人税1億円以上の出資会社に対して、14.7 まで、これは法人税の超過課税をすることができます。

そうしますと、年額 5,000 万ぐらいは余分に自動的に入ってくるものですから、これを充てていただきたいということで、この点も含めてちょっと検討をしていただけないかなと思いますが、ご答弁をお願いします。

No.132 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間、約2分です。簡潔に答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.133 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

昨年のご質問でもお答えいたしましたが、現在、経済が回復基調にあるということでござ

います。

その中で、法人に対する課税を強化するということは、また逆の意味で違った心配が出てくるということもございますので、総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.134 ○議長(伊藤 清議員)

前山美恵子議員。

No.135 ○19番(前山美恵子議員)

全国で1,022 団体がもう超過課税をやっているわけですから、これは本当に1年おくれれば1年それだけ5,000 万おくれっていくわけですので、早く取りかかれば早くどんどん入ってくるわけですので、簡単なんでも取り組んでいただきたいと思います。

そういうことで、せっかく表を私、回したのに、全然使ってなくてはいけません、80 時間以上 100 時間の方が減ってないわけですね。49 人、51 人、46 人と変化をし、それから 100 時間以上の方がもう結果的に、4月でも 62 人もおって、今度 64 人ですよ。

この超過した 100 時間というのは、時間給で幾らというふうに、残業代はもらえないわけですから、ただ働きですよ。

そういう中で、この人の健康状態をどうやってはかるかということで、産業医ですかね、これをちゃんとやっていただけるようにということをお願いします。

No.136 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、19番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時49分休憩

午後1時再開

No.137 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.138 ○7番(近藤郁子議員)

議長のご指名をいただき、一般質問をさせていただきます。

初めに、市役所駐車場にある広告塔ならず、広報塔について質問いたします。

使われなくなって何カ月がたつでしょうか。

何人もの市民の方々から「なぜ使われていないのか」、「壊れたまま放置されているのはなぜなのか」などの苦情が寄せられております。「活性化を目標にしているにもかかわらず、とても恥ずかしい」という言葉もありました。

そこで伺います。

なぜ、使用されないまま放置されているのか。

今後どうしていくのか、対応について。

豊明市には、同様に、使用されないまま放置されている施設が幾つかありますが、それらの施設の今後の対応についてお聞かせください。

次に、市民協働について質問いたします。

市長就任後、市民の中の実行委員会で主催された前安孫子市長の福島氏の講演会、「大事なことは市民が決める」の題字を石川市長ご自身で書かれるくらい、市民自治を行政の基本と位置づけて、さまざまな場面で市民との協働を求めて2年余りの月日が流れました。

私自身も一市民として、市民が決めるという場面に何回か遭遇してきましたが、当局側の意向が市民には伝わらず、その会議は堂々めぐりが続き、結論が出ないままになっています。

市に協力しようと思って集まる市民には、市の方針がつかめず、当局にとっても、市民にとってもつらい状況にあります。

残念ながら、これは1つの事業だけではないので、ここで質問いたします。

市の考える、また進めようとしている市民との協働は、具体的にどのようなことか。

なかなか進まないことに問題はないか。それらを踏まえ、今後の進め方についてお聞きいたします。

あわせて、今年も行われた市民との協働事業の1つである事業仕分けでの市民の意見は、どのように生かされ、どこまでその意見が取り入れられるのかも伺います。

最後の質問は、職員削減を進めることについて。

大きな行政、小さな政府を目指して、職員削減が進められています。

それは、人件費削減として無駄を省いているように映るのですが、実際は3月議会でも保育士の不足で問題になったように、正職員と同様の職責が求められているにもかかわらず、正職員との条件のギャップに豊明市離れが起こり、人数の確保ができない等の問題が浮き彫りになりました。

今の市の職員は、正職員と臨時職員が相対関係にあり、正職員が削減されると臨時職員が増加するのは、決して小さな政府とは言いがたいのですが、市の方針として目指す小さな政府はどのように進められているのでしょうか。

民間の風を吹き込むべく、市長の希望で小浮副市長が誕生して、職員は民間のような少数精鋭であることを期待するわけですが、職員が少数精鋭に向けて削減されると、どのよ

うな仕事ぶりになるのでしょうか、具体的にお答えいただきたいと思います。

あわせて、職員削減のもたらすメリットと、問題点など、デメリットがあればお聞かせください。

以上で、壇上の質問を終わります。

No.139 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.140 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、市民生活部より、市役所広報塔など、使用していない施設についてと、市民協働についての2点についてお答えさせていただきます。

まず、市役所広報塔について、なぜ使用されないままになっているかということでございます。

この広報塔につきましては、約7,000万円で平成4年の9月に竣工された建物でございます。

毎年2回の保守点検を実施しておりましたが、経年劣化などにより、平成17年ごろより表示部などに不良箇所が出始め、部品などの供給が不可能となり、改修提案もありましたが、高額ということもあり、見送ってまいりました。

平成21年の1月に表示部が完全に停止し、時計表示のみで運用してまいりましたが、本年の3月末に時計表示も故障したということで、運用を中止しております。

修理見積もり等を行いました。当該年、24年度、25年度についての予算の中では修理することが困難ということで、現在に至っておる次第でございます。

今後の対応でございますが、塔部の外装、強度的には問題はなく、所期の目的である市のランドマーク、市民への有効な情報伝達や広報活動のための施設の有効利用を図るため、改修して利用していくのか、この際、解体撤去するのかを検討しております。

改修では、文字の送出可能とした時計部の改修で約1,200万円ほど、この時計表示部を商用電源のみでなく、太陽電池装置を装備した場合だと約1,900万、Jアラートと連動したメッセージ送出可能な、メッセージ部の全体を改修することによって約6,200万円ほど、そういった見積もりをとって、幾つかの案を研究しておるところでございます。

また、表示塔部の解体撤去には200万円程度、基礎部まで撤去処分するには、さらに数百万円程度必要となるところでございます。

そのほかの使用されないまま放置されている施設等についてでございますが、総務防災課で所管するものとしまして、阿野町正戸にある旧の終末処理場跡地7,477平米がございます。

平成9年4月に下水道課より管理移管を受け、普通財産として管理をしておりますが、建物や施設が装備された状態で移管を受けておりまして、経年とともに建物等が損壊したり、いたずらなどが数度あり、危険な状態であることから、構造物のみ解体処分を検討しているところでございます。

構造物の解体処分には、約 4,650 万円ほどかかるということを聞いております。

さらに境川への排水管がございまして、この撤去もすると、さらに高額な金額がかかると思っております。

続きまして、市民協働についてでございます。

豊明市における協働とは、豊明市協働推進計画に記しておるとおり、「よりよい地域社会にするため、さまざまな人々や組織がお互いの特性を生かしながら、地域の課題を解決する、あるいはよりよい公共サービスを提供するという共通の目的のために、ともに考え、協力しながら取り組んでいくこと」でございます。

具体的な事業についても、協働推進計画に基づき、推進しているところでございます。

例えばアダプトプログラムを通じた市民の方々による環境美化活動、市民提案型まちづくり事業による取り組みなど、多くの公共領域を担う市民活動団体にご活躍いただいているところでございます。

会議の議論がなかなか進まないことについては、協働による事業の検討においては、よりよい結論を導くための熟議を市民と行政がともにつくり上げていく、そういった過程が必要としておるため、ある程度の時間を要するものと考えております。

今後の進め方については、協働による事業を一層進めていきたいと考えており、それぞれの団体が持っている特性ですとか、資源を生かし合うことも必要であることから、各団体間の協働や、新たな担い手の発掘といった取り組みについても検討してまいりたいと思っております。

終わります。

No.141 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.142 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、使用していない施設についてのうち、勤労会館の多目的ホールの電動式移動椅子と、農村環境改善センターのプールについてご答弁申し上げます。

まず、勤労会館の多目的ホールの電動式移動椅子と舞台施設についてでございますが、多目的ホールの電動式移動椅子の客席数は約 240 名でございますが、この客席及び舞台の利用件数は、平成 19 年度においては有料の利用回数が6回でございましたが、非常に少なかったということでございます。

それにもかかわらず、保守委託費といたしまして、年間約 41 万円かかるということで、費

用対効果が少ないということに加えて、市内に同規模の人数が収容できる文化会館の小ホールがあることから、多目的ホールの電動式移動椅子及び舞台の利用を、平成 21 年 4 月 1 日より控えております。

次に、農村環境改善センターのプールの利用していない理由と、今後についてご説明申し上げます。

本施設は、昭和 52 年、53 年度に農村総合整備モデル事業によりまして建設いたしました。

昭和 53 年 7 月に開設されましたが、平成 9 年度に学校プールの開放が始まりまして、利用者が減少してまいりました。

その後、平成 16 年度の沓掛小学校のプール開放に伴いまして、同年度よりプールを閉鎖したものでございます。その後は、地域防災用の貯水池として利用されております。

今年度、改善センターが事業仕分けに選定されまして、「廃止・民営化」の判定結果でありました。

市では、これまでも改善センターのあり方、活用方法、管理運営方法などについて、種々検討をしてきております。

このたびの仕分け結果を踏まえまして、プールだけではなく、改善センター全体について、今後のあり方を引き続き検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.143 ○議長(伊藤 清議員)

伏屋行政経営部長。

No.144 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

行政経営部より、市民協働についてと職員の削減についてをお答えいたしておきます。

今年度の事業仕分けも、昨年度と同様に、最終判断を市民が決定する市民判定人方式を採用いたしました。

昨年度と同様の市民判定人方式ですが、昨年度は判定を行う最後の段階でのみ意見を聞いておりましたが、今年度につきましては、市民の意見を仕分けの議論に反映するために、仕分け途中においてコーディネーターから市民判定人に意見を聞いていただく方法によりました。

今年度の事業仕分けは、市民の多くの意見を議論に加えながら、事業仕分けを行うことができたと考えております。

仕分け結果の反映につきましては、仕分けでの議論や判定結果を踏まえ、事業の議論の要点を市長から担当まで一緒に検討した上で、市の見直し方針を策定してまいりたいと思っております。

この市の見直し方針案は、9月下旬に予定しております市民への報告会及びパブリックコメントを行った上で、最終の見直し方針として施策に反映をしていきたいというふうを考えております。

もう一点、職員の削減を進めることについてということで、市の方針として目指す小さな政府はどのように進められているかというご質問でございます。

行政運営を進める上で、住民の多様なニーズや、地方分権一括法による権限移譲、近隣市町との連携などへ対応、また市長マニフェストの実行などによる組織の事務量は増加をしております。

現人員体制でできる対応につきましては、システム化による事務の軽減、決裁権限の見直し、マニュアルの作成などの業務見直しを検討しております。

あわせて、民間活力の導入を検討しているところでございまして、具体的には指定管理者制度への移行や、臨時職員の研究をしており、主たる経営資源である人材を行政でしかできないものに集約していくように心がけております。

ただし、市の業務範囲は小さくなるわけではございません。業務を担う人材を工夫することにより、多くの業務を進めていくものでございます。

職員を削減すると、民間のようにどのような仕事ぶりになるかということでございますが、現在も1人の職員が抱える仕事の範囲がかなり広がっております。責任とやりがいを持つ一方で、個人の能力に係るリスクを抱えております。

また、単純に職員を削減するだけではなく、仕事の進め方を見直さないと、一人ひとりの職員に負荷がかかっていくということになります。

行政が携わる仕事は、民間企業のように利潤を追求することが目的ではございません。長期計画に基づくまちづくりや福祉増進などの公共事業、災害や危機管理対策に備えるバックヤード的な仕事となる、地道で手の抜けられない仕事であると考えております。

また、変則勤務体制の部署では、職員出勤ローテーションを組み立てるために必要な人員を確保する必要がございます。

肝心なことは、本市が、本来の行政が担うべき仕事は何か、民間や市民が担う業務は何か、役割分担を明確にして、その上で必要な職員配置を適切に行っていくことが重要であると考えております。

最後に、職員削減でもたらされるメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、コストを含めた管理上の負荷が軽減されること、意思伝達が簡潔化されることではないかと思われまます。

また、問題点は、機動力が低下することや、経験による蓄積が欠落することと思われ、職員の能力による差が発生しやすくなり、結果として、意思決定、判断がおくれることにもつながると思われまます。

以上です。

No.145 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問があれば、挙手を願います。
近藤郁子議員。

No.146 ○7番(近藤郁子議員)

初めに伺いましたランドマーク的な広報塔につきましてですが、結局のところ、もう随分前から修理が必要だろうとか、お金がかかるということがわかっていたと思うんですが、これが今までずっと長引いていた理由をお聞かせいただきたいと思います。

No.147 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
石川市民生活部長。

No.148 ○市民生活部長(石川順一君)

基本的には、財政的な理由ということになるかと思えます。
終わります。

No.149 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.150 ○7番(近藤郁子議員)

もちろん、すごくお金がかかるということを今もお知らせいただいたんですが、何年かかってもお金がかかることには変わりはなく、代替案がなかなか見つからないということで、市民にとっては、先ほど壇上でも申し上げましたように、活性化を目標としている市の方針とは異なっているんじゃないかと、とても不安に思っています。

そういうことに対して、もう少し何らかの市民にお伝えする方法ですとか、そういったことについては考えられなかったでしょうか。

No.151 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
石川市民生活部長。

No.152 ○市民生活部長(石川順一君)

確かに、財政的には非常に苦しい中ではございますが、実際には、どうしても利用したい

というような思いもございましたけれども、その中で、なかなか難しいということを経験された市民の皆様にお知らせする必要があったのであれば、必要だと思いますけれども、今の段階では、どうしていくかということが決まっていないう段階で、なかなか広報することは難しかったというところがございます。

終わります。

No.153 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.154 ○7番(近藤郁子議員)

このことが一事が万事と言っては何ですけれども、お金のかかることを、お金がかかるからといって、すごく長引かせている場面がすごく多いように思います。

お金がかかるから無理だったらやめる、それでもどうしてもそれが必要ならば、それに対する対処というものがあるかと思うんですが、そういった議論はなされないんでしょうか。

No.155 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.156 ○市民生活部長(石川順一君)

対処ということで、例えば、そういった表示部に広告みたいなものを載せて、少しでもその収入を得るといふような考え方もございますが、金額的なものが非常に大きいものですから、それではなかなか難しいだろう、その財政的なものを補填することは難しいだろうというところがございます。

それと、財政的なことを言えば、ほかにもたくさん事業がございますので、優先順位とかいう部分について、どうしてもおくれてきたというところがございます。

No.157 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.158 ○7番(近藤郁子議員)

ということは、先ほどからの説明で理解はするんですが、となると、これからもあのままにしばらく置いておかれると、放置されるというふうになっていいんでしょうか。

No.159 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.160 ○市民生活部長(石川順一君)

できるだけ早く結論をつけたいなということは考えております。

終わります。

No.161 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.162 ○7番(近藤郁子議員)

その結論づけをどのようにされるのか、それは幹部会で話がされるのか、それとももう一度事業仕分けの中にでものせて市民に聞いていくのか、そういったことがすごく多いと思います。

閉塞感というのは小さなところから生まれてくるもので、そういった市の中の決めること、どうするかと決めることが、とても遅いように思うんですね。

ですから、終末処理場に関しても、解体で4,650万ぐらいかかりますよ、かかるからほっておくのか、それともそのお金をどういうふうにして無駄をなくして用意して、どうするかというようなことが市民には一切わからないんですね、伝わってこない。

なので、終末処理場なんかは、本当にお化け屋敷と言われるぐらい、もしかしたら心霊スポットになっているかもしれない、とてもそんな変な場所になっているのは間違いなくって、活性化を進めるに当たって、市としてはどういう動きをするのかということが、市民協働にもかかわってくるかもしれませんが、そういったことが一切市民には伝えられない、大事なことは市民が決めるというならば、そういったお金の使い方に関しても、市民にどのように聞いていくか、一切そういうことが問われたことがないんですね。

事業仕分けも、今回、ちょっとこれは事業仕分けではどうだろうということが上がっていたにもかかわらず、こんな単純に市民の意見が聞けるような場所はないので、そういったことを聞かれて、これからどうするかということを決める場面というのが、どういう場所で決められるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

No.163 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.164 ○市民生活部長(石川順一君)

この今の広報塔ですとか、終末処理場とか、そういった単独のことだけを考えるのではなくて、ほかの施設も含めて、あるいは必要な施設の長寿命化とか、そういったことも含めて、施設全体と市の財政的なこと、今後の長期的なことを考えて決めていかなければならないなというふうには考えております。

終わります。

No.165 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.166 ○7番(近藤郁子議員)

済みません、今、伺い方がまずかったのかもしれません。

どういう場面で、それは幹部会で決められることなのか、それとも市長が英断されるのか、それとも市民に聞いて事業仕分けか何かののせて、そういった中で決めていくことなのか、今後の市の方針としてはいかがでしょうか。

No.167 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.168 ○市民生活部長(石川順一君)

まだ、今、市の方針のほうが決まっておるわけではございませんが、最終的には経営戦略会議等で諮った上で、最終的には市長が決めていくことになると思いますけども、今の市民の方の意見を伺う場面としまして、どんなようなところがいいのかは、また検討していきたいというふうに思っています。

No.169 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.170 ○7番(近藤郁子議員)

ということは、今言ったこと全てをクリアしてから決めるということに聞こえてくるんですが、ということは、市民が最終的には決めると、その方法を今後決めていくということではなかったのでしょうか。

ランドマークのこの広報塔につきましても、随分いろいろな方から「あのままにしておいていいのか」と、市外の方も見られて「豊明市はどうなっているのか」というようなことも随分

言われていると、市民がほかの市の方からも言われているということがありますので、もしそれがいつごろまでに直していきましようとか、これだけお金がかかかりますのでとか、これだけ予算をつくってからにしましようとかということも、やはりこういった目立つものについては、特に市民の目につくものについては、「ちゃんと広報に載せるとかして知らせてほしい」という市民の意見もありましたけれども、それはいかがでしょうか。

No.171 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.172 ○市民生活部長(石川順一君)

市民の方の意見をお伺いする方法なんですけれども、今、議員のほうからそういったお話も伺いましたので、そういった声を拾いながら、こういったような形で市民の方に広報していったらも含めて、検討していきたいなというふうに思っております。

No.173 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.174 ○7番(近藤郁子議員)

とにかく、こういったものについては、早目にいろんな決断といいますか、市の方針を皆さんにお知らせいただきたいなというふうに思います。

終末処理場もしかりです。これはもう二度と使えない施設なんですね。

置いておく、4,650 万かかりますけれども、使えないものをそのままに放置しておくというのは、余りにも市の考え方としてはいかがなものかというふうに思いますし、電動椅子に関しましても、平成 19 年に6回使われて、年間 41 万円の費用がかかかりますよということもわかるんですけれども、あのままにしておく手はないと。

あの場所が、あの椅子が撤去されてしまえば、物置きにもなるんじゃないかという市民もありますので、そういったことも考えていただく。

あと、プールに関しては、事業仕分けでもありましたように、改善センターとともに考えられていくんだろうというふうに思いますけれども、改善センターの使い方に関しても市民協働課のほうで主導をとられて、最初話し合いをしようということも起こってございましたけれども、あれに対しても、次の市民協働の話と重なりますけれども、うまく市民には、どういう方向で市が動いていこうか、どういう方向を持って、方針を持っているかということは一切伝わってこないのがとても残念です。

続いて、その次の市民協働について伺っていきたいと思いますけれども、推進計画の目的というのは、もちろんみんな重々承知をしていると思います。

ただ、それが実際に形になったときに、どういうものになるのかという具体的なものが市民には見えてこない。文章では見えるんだけど、市民にはさてどうすれば、その協働の中の一員になれるのかというのが見にくいというふうな意見もありますし、今回、中にありましたその会議、先ほど言いました農村改善センターをどうするかという市民団体との話の中でもそうですけれども、さてどこまでどうしようかと、ここにも書いてありますが、地元であります勅使水辺公園の話にもなりますけれども、なかなかたくさんの市民が協力をしようと思って集まっても、市はというふうな方針で考えていくのかというのが、よく見えないというふうなことがあって、5回も6回もたしか似たような会議が進められていた記憶があります。

私もその地元の議員ということで参加をさせていただいたわけですが、それについて、市長と副市長にまず最初お二人に、そういうふうな会議というのはプロセスが大事かもしれないけれども、よく見えないのでわかるようなことにはならないかというふうに一回申し入れました。

その後に副市長にも、そういう状態になっているけれども、市民が5回も6回も会議に参加しても、うまく見えないのでちゃんと方針を打ち出せるようなことはできないかというふうにお話をしたときに、副市長のお答えは、そのプロセスが大事だというふうにお答えになったことはきっと覚えていただいていると思うんですけれども、その中で、そのプロセスを大事にするが余りに、今回オープニングセレモニーをいたしました。

そのときに、地元の小学校の子どもたちも愛着を持っていただくようにというふうに、花壇に花をたくさん植えていただきました。

その花壇を今ごらんになったことがありますか。担当の方も、そして副市長も、市長もごらんになったことがありますでしょうか。今の状態をご存じでしょうか。

No.175 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.176 ○副市長(小浮正典君)

済みません、1カ月ほど前には伺いましたけれども、この1カ月ほど、勅使水辺公園に行くことはありませんので、ちょっと今の現状はわかりません。

以上です。

No.177 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.178 ○7番(近藤郁子議員)

お忙しいですから、毎回毎回見に行くということは無理だというふうに思いますけれども、そのときも、きっと今の現状になることは目に見えていたんではなかろうかというふうに思うんですが、花は本当に焦げたみたいに枯れている。

そして、草はかき分けないと入っていけない、花壇の中にもいっぱい草が生えている、そういう状況になっています。

私が副市長に、そのプロセスが大事だというふうにお話をくださったときの中で、では当局が、市民が、どちらかが業を煮やして、「草取りをしないとこんな汚い公園は使えないよ」というような状況になるまで置いておきますか、どちらかの根比べですか」というふうにお話をしたとおりになっているんですが、そういった公園を今後どういうふうに運営していかれますか。

No.179 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.180 ○市民生活部長(石川順一君)

確かに市民協働の事業というのは、時間がかかったり、結論が見えてこなかったり、そういうことが多々あるかと思えます。

そういったことを繰り返してきた中で、今おっしゃられるように、時期、早く進めたいというような事業があれば、ある程度その中で期限を区切ったりですとか、そういったことをした中で、いろいろと意見を交換し合うというようなことが大切なのかなというふうには考えております。

終わります。

No.181 ○議長(伊藤 清議員)

石川市長。

No.182 ○市長(石川英明君)

少し、市民協働とはということの原点の話に触れさせていただきます。

私自身は、この市民協働を捉えるというのは、実を言いますと、宝塚市が今からもう二十数年前、多分、全国で初じゃないかなと思います。それを実際に議員のときに研修に行きました。今、副市長が言われたように非常にプロセスが大事なんですね。

豊明の行政全般的に眺めさせていただいたときに何を感じたかといったら、やはりいろんな会議や、委員会もです、出てくる言葉は「行政は何をすべきですか」とか、「行政は何をしてくれるんですか」という言葉が多いんです。

もちろん行政は、方向性ということをきちっと位置づけるということは重要だろうというふうには思っています。

しかし、依存型ではだめなんですね、あくまでもやはり自立ということです。

そうした視点で、これから行政全般の、委員会や協議会や、いろんな物事を決めるということを、やはり市民参加のもとで決めていくという方向性に切りかえていくわけです。

ですから今回、勅使の管理のことも本当なら、ご理解できたら協力をいただきましたかったわけですよ、郁子議員には。杉浦議員も出てみえたわけで。

新エネルギーを考える会は、あれは当初は、本当に市民の皆さんに参加いただいて、ほとんど丸投げですよ。市民の皆さんが、やはりこれからの新エネルギーを考えてくださいとか、そういう形に預けてくるんですね。その中で、今の推進委員会を立ち上げるという方向になるわけです。

その基礎を、やはり市民の皆さんが方向性とか何かを位置づけていただくということが重要なんです。

宝塚市はどういうことをやってきたかという、例えば公園の管理とかなんかです。一般に利用されている河川敷なんかにいろんな運動施設があるわけです。

それを、行政からいったら、使った人たちに「すぐ片づけてください」ということを言うのがいいということは、端的に言えばそうなんです、言わないんですね、しばらく。

もう僕から見ておってもじれったいんですが、しばらくずっと眺めるんです。いずれ、その市民の皆さんがこれではいけない、使った方たちが自分たちで片づけるという意識を育てるということ、ずっと気長にやってみえたということなんです。

ですから、そういうふうにはやはり、これから市民の皆さんがみずから立ち上がって、自分たちの地域のことや、自分たちがやっている活動を、自分たちできちっと片づけまでやれるような、そういう市民に育ててということが、これから私自身が望んでいく新しい公共、市民協働ということなんです。

これを今システムのやろうということが、あらゆる手だてではやっていきます。

だから、副市長の公募のこともそうだし、それからひまわりバスもそれに近い、まだまだですよ。それから桜ヶ丘沓掛線もです。あれを最終的に決めたのは、皆さんと一緒に決めたという意識の中で結論を出すわけです。こういうことが重要なんですね。

ですから、勅使の管理の運営も、できたら皆さんの力をおかりして、やはり自分たちがこういうものを管理するかという意識を育てていくことが大事なんですね。これが自治ということなんですね、自分たちで治めていくということ。

その意識に変えるというのは、依存から、自立や主体性を持った市民を育てていくということになる、これが非常に難しいんです。

だから、ここには物すごい我々の気長な、やはり位置づけないとやっていけないんじゃないかなというふうには思っています。一気にいけるなら、どこの市町も苦勞はしないというふうには思っています。

以上であります。

No.183 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.184 ○7番(近藤郁子議員)

市長がおっしゃる新しい公共ですとか、市民協働については、随分とそういうお話を伺ってまいりました。

以前、市長に伺ったときに、市長がおっしゃったことで、私は忘れもしないのが、「昔は、俺たちのおやじのころは、屋根の瓦が落ちてきたら、それをのけておいて道の普請をしたじゃないか」とおっしゃったことは、今でも忘れません。

そういうものを、道がどっかが悪ければ、町内の人みんな出てきて、そういった時代に戻りたいというふうな、「戻りたい」と言う用語弊がありますね。

そういった自治を求めているらっしゃるということは、その場で私も市長の考えは理解をしたんですけれども、今回決して一気に市民協働をしていけるなどとは、私たちもどうか、私も思っておりません。

その会議に出ている、もう少し市の方針といいますか、そのプロセスでも、ずっと停滞していると閉塞感につながりますので、せっかく集まった市民の方々に、こういうことはどうだろう、ああいうことはどうだろうというようなプロセスをうまくつくっていくような、リーダーシップを市のほうがとっていただけないかということです。

それについて、担当のほうも、市の市長のそのプロセスが大事だというふうなことを忠実に守っていらっしゃるんだらうというふうに思いますけれども、とても苦しい会議の座長を務めていらっしゃる。

ですから、その辺のことが、職員が悪いのではなくて、うまく伝わるような、こういったところまでのことはこういった話をしようというような、市民自治をととても大事にしているらっしゃる市長でいらっしゃるならば、もう少しうまく職員が座長を務められるように、もう少しその手だても、研修をされるとか、方向性を伝えるとか、そういうことをされないと、それにつき合う市民が、もう5回も6回もですよ、座長を務める当局の職員の方々もとてもつらい思いをしていらっしゃるのが伝わってきます。

決してそれが無駄にならないようにというふうに考えて、今回こういうふうに質問をさせていただいたわけですが、今後もその勅使水辺公園に関しては、なくなるわけではありませぬので、継続されていきます。

今回、すごく草が高く、もう本当に長靴をはいても長靴が埋もれちゃうんじゃないかなというぐらいの高さまで来ていますけれども、それに関しては、では、市民にどのようなプロセスの中で協力を求めて、公園を普通の公園に見えるようにされるか、何か策はありますでしょうか。

No.185 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.186 ○市長(石川英明君)

基本的な部分で、今そうした市民の皆さんが立ち上がっていただけるなら、すぐ解決ができますが、当面は、そういうような状況があれば、行政のほうで少し手当てをせざるを得ないだろうというふうに思っています。

ただ、そのことを手放して行政が全てをやっていくという考えではありませんので、またそれは新たに立ち上げていくという、一遍プロセスをかけていきたいというふうには思っています。

具体的なことはちょっと、もしあるなら担当部長から述べるような形になりますが、部長のほうよろしいですかね。

No.187 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.188 ○経済建設部長(横山孝三君)

勅使水辺公園の件でございます。

昨年の後半から今年にかけて、勅使水辺公園の管理実行委員会ということで、設立をできないかということで関係者にお声かけはさせていただきました。市からもご提案申し上げます。

すなわち、勅使水辺公園のプレオープン以降の公園につきまして、その維持管理及び市への提言、助言組織を、新しい公共という考え方で市民、民間の方が主体となって立ち上げられないかという思いで実行したわけでございます。

この組織が、市役所からの委託の受け皿となっただくことによりまして、市民の手による自主的な運営管理を行うことで、安全・安心な公園施設を目指すとともに、周辺一帯の自然環境を豊明市と協働で保全することを目的としたということでございます。

議員が申されましたように、結果的にはうまくいかなかったということでございますが、私どものハンドリング等々につきまして、反省することが多いわけでございます。

が、目指すところは、このケースを豊明市のモデルケースにできないかということで考えたものでございます。

それで、準備会に参加していただきました方々からのご意見でございます。「新しい公共の理念は大切だが、行政が責任を持つ範囲と、市民に委ねる範囲を明確に区分しなけれ

ばならない」、あるいは「市の公園であるから、市が従来どおり直営で管理すべき」、また「勅使池友の会のような緩い組織でどうか」などのご意見が大半でございました。

ということで現在に至るわけでございます。

今後につきましては、こういった今いただきましたご意見を参考にしながら、市民との協働について、もう一回考えてまいりたいと考えております。

終わります。

No.189 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.190 ○7番(近藤郁子議員)

今の部長の回答のように、これからも多分そういった会を持たれていくと思います。

決して市民はそれを拒んでいるわけではありませんので、何とか地元の公園を、すばらしい公園を何とか誇れるものにしていきたいという市民がたくさんいらっしゃいますので、ぜひぜひ、その方々がどのように活動をしていったらいいのか、活躍ができるかということ、済みませんが、プロセスの中にも組み入れていただきながら、なかなか言葉にできない市民も多いし、そういう場面になっていない、そういう協働に対してなれていない方々も多いと思いますので、ぜひぜひ、その辺のことを組み込んでいただいて、市長の方針であるならば、それがうまく伝わるような説明もしていただいいてほしいというふうに思います。

それこそ、地元の私も杉浦議員も決してそれを横目で見ているつもりもなく、どれだけ協力できるかということに関しては、先ほど市長が「手伝ってほしかった」というふうにおっしゃいましたけれども、それはとても遺憾でありまして、一生懸命協力はしているつもりでありますので、今後も協力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、職員削減がもたらすメリットとデメリットについてということは何っていききたいと思ひます。

外の風を吹き込むということで、何となく市民からしてみると、民間みたいに職員が動いていくんじゃないだろうかというふうに思ひますけれども、市の職員は決して売り上げというか、利益を上げるためではなくって、悲しいかな、そういう数字ではなくって、市民サービスがどれだけ行き届くかといったところが、その利益につながることはなかろうかと思ひます。

そういう中で、職員を削減していく、人件費の削減、無駄を省いているというふうには、省けたということに表現されるのが、ちょっと何か違和感があるんですけども、ここで再度伺ひたいのは、市が求められること、市の本質、行政の本質というものはどういうものか、済みません、市長お答えいただけますか。

No.191 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.192 ○市長(石川英明君)

行政の本質というのは、やはり住民の福祉に寄与するということです。

私なりにいつも整理をしているのは、やはり生活の痛みや苦しみをきちっとシステムとして受けとめていく、そうした制度をつくり上げることだろうと思うし、安心・安全のまちづくりや、サービスをいかに向上するかということだろうというふうに思っています。

以上です。

No.193 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.194 ○7番(近藤郁子議員)

そういった市民サービスの基本になることというのは、揺るぎない市役所の信用がもとになっているというふうに思っております。

今回いろんな、私も仕事の始まりが市の職員だったものですから、ちょっとそのときのことなんかも思い出しながら話をすることが多くなってしまうんですけども、市が市役所であるためには、いろんな間違いとかそういったことは、基本的なものは間違っははいけない、例えばお金を扱うこと、公金についての間違いなんかはあってはいけない、税金に対しての計算間違いはあってはいけないというようなことが、一番の基本になろうかと思えますけれども、最近ちょっとそういった事務的なことのミスで、単純ミスが多いようなことも聞いておりますが、市長はそれはご存じでしょうか。

No.195 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.196 ○市長(石川英明君)

基本的な細かいミスがあるということは、その都度、大体伺ってはおります。

以上です。

No.197 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.198 ○7番(近藤郁子議員)

それに対して、先ほどのお答えの中には、マニュアルをつくったりですとか、そういったことをしていこうというふうな方向で思っているというふうなことは、先ほどお答えをいただいたんですけれども、最近そういった研修がここ何年か、されていないというふうに聞いておりますが、それは人が足りなくてそういう研修の時間を持つことができないからでしょうか。

いかがでしょうか、どなたでも結構です。

No.199 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.200 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

確かに議員がご指摘のように、単純ミスといいますか、そういうものも起きております。昨年は、課税誤り等もございました。

そういったことで、研修だとかマニュアルということで、必要だということであります。

我々もそういうふうに考えておまして、現在、予算決算会計規則に基づく、とにかく収入と支出で間違いがあってはいけないというようなことで、現在、財政課のほうでマニュアルを作成している途中でございます。

それが作成できましたら、その後、全職員に研修を受けていただいて、単純なミス等がなくなるように仕向けていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.201 ○議長(伊藤 清議員)

近藤郁子議員。

No.202 ○7番(近藤郁子議員)

そういった細かな市役所の本質というのは、その市民に対しての信用が一番の基本になるろうかと思えます。

その上で、市民サービスがどのように枝葉を伸ばしてやっていけるかということだというふうに思っています。

ぜひとも、そういった細かなミスが、人員削減で、職員の数が足りないことでそういうことが起こらないような人員削減をしていただきたい。

決して無駄な人を雇えとか、どんどん大きな政府を推奨しているわけではありませんけれども、職員にもやはりいろんなことを考える、工夫をする時間帯も必要ではなかろうかというふうに思っています。

市民の声がたくさん聞けるような、そういった時間も必要かと、何かこういう話を聞きたいと行っても、職員がその場にはいないとか、ほとんど忙しくてばたばたして声がかげにくいとか、そういったのでは決して市民サービスにはならないというふうに思います。

市民の声をどういうふうに聞いていくか、市役所に来た人に声がかげれるかどうか、そういったこともサービスの一環であろうと、利益を追求しない市役所の市民サービスの一環だというふうに思っております。

ぜひとも、人件費の削減、職員削減がそれにつながらないようにしていただきたいということを要望したいというふうに思います。

それと、あと問題点について、機動力がないとか、経験不足とか、意思の決定が遅くなるということは、決して市民が求めていることではなく、そういったことがやれるのがもしかしたら民間のノウハウかというふうにも思っているかと思っておりますので、ぜひぜひ、そういったことが解決されるように、そして単純ミスが大きなミスにつながらないように、やはり基本、市役所の足元をしっかりと固めた上での人員削減を行っていただけるといいのではないかとこのように提言申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

No.203 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、7番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後1時47分休憩

午後1時57分再開

No.204 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
5番 近藤恵子議員、質問席にて質問を願います。

No.205 ○5番(近藤恵子議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、通告に従いまして、最初に事業仕分けと今後の行政評価、事務事業評価ということで質問をさせていただきます。

まず、昨年度の事業仕分けの目標の1つに、職員の説明能力の向上とか、また今年度は行政の説明責任、また職員の意識改革、こういった目標が掲げられています。

この2回の事業仕分けで、こういった目標をどの程度達成されたのか、またその課題が今どういうふうになっているか、どのように捉えているか、それをお答えください。

No.206 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.207 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、お答えいたします。

事業仕分けは、昨年に引き続きまして、7月の13日、14日の2日間にわたって実施しております。

議員がご指摘のように、事業仕分けの目的の1つといたしまして、昨年度の職員の説明能力の向上から発展させて、今年度は行政の説明責任、アカウンタビリティ、職員の意識改革というふうにいたしております。

これらの目的につきましては、24年度に事業仕分けを実施してみて得られたものでございまして、1年目の成果であるというふうに考えております。

事業仕分けの最大の目的は、事業の最適化でございます。

今まで続けてきた事業は、そもそも必要なのか、誰がやるべきなのか、今までのやり方でよいのかなどをゼロベースで見直すこととございます。

このように事業の最適化、見直しを行うには、市民への理解を得る必要があります、そのために職員がしっかりと説明を行うことが求められております。

また、事業を実施していく上において、仕分けの観点でございます、ニーズだとかコストの成果を意識しながら行う必要がございます。

これら行政の説明責任、職員の意識改革、2つの目的は事業の最適化を行うためには必要不可欠でございます。

事業仕分けは昨年から2回目となりますが、コーディネーターの滋賀大学の石井先生からも褒めていただく場面もございました。

仕分けの議論の中で、事業実施者として明確な主張や、事業の実施状況をはっきりと市民に伝える場面がふえてきたように感じております。

議員のご質問にございましたような、達成度につきましては明確にしにくい部分ではございますが、今年度、市民判定人の参加度が増したということを考えますと、昨年に比較すると着実に向上しているというふうに考えております。

なお、今後の課題につきましては、一般傍聴者が少なかったことなど、幾つか挙げられますが、25年の本年度の事業仕分けを現下見直しておるところでございます。

これらの事業を通して、どういった見直しをしていくかということが今後重要になってきま

すので、まずは見直しの検討を行って、しっかりと見直しを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.208 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.209 ○5番(近藤恵子議員)

説明ができていと褒められた部分があったのは、私も記憶をしております。

しかし、私の感想としては、やはり2つ大きなことが印象に残りました。

1つは、下水のことです。見直しが必要であると言いながら、長期的な財政見通しが示せていなかったこと。

そして、あと延長保育のところ、ニーズの把握、先ほどもありましたけども、そういったこと。

その2つの点を仕分け人から指摘されたときに、職員が答えられなかった。その答えられなかったときに、もちろんほかの仕分け人も、市民判定員もちょっとため息のような、はっきりするような反応があったという、その2つが大変印象に残っています。

やっぱりその辺のところ、私はまだ足りないのかな、やはり自分の事業を職員がちゃんと認識する上で、そういった意識を持っていないやいけなかったのかなというのが、大変印象に残っているところです。

そういった点について、何か感想はありますでしょうか。

No.210 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.211 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

確かにニーズの把握については、事業仕分けの事業だけにとどまらずに、全体的、市がやっている事業についても一度見直していくという必要があると思います。

いろんな事業について、市民の方々がどのようなニーズを持っていらっしゃるのかだと、どのような満足度でおられるのかという点について、まだまだ我々は認識が不足しているというようなことでありまして、PDCAサイクルのPをつくるときに、そういった分析をしっかりとやっていかなければならなかったなという、そういった感想を持っております。

No.212 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.213 ○5番(近藤恵子議員)

そうですね、例えば下水に関していいますと、「長期的な財政の展望は」と聞かれたときに答えられなかったんですけども、19年度につくった資料がありますよね。下水の値上げのときにつくられた、豊明市下水道使用料算定業務検討書というのがあります。

この後、私も借りていろいろ見たんですけども、確かに、これ1回目をつくるのは大変だったかもしれないんですけども、そこにある要素を1つずつ見れば、財政課の持っている台帳、そして財政課がつくっている決算統計の資料、そして下水道課が持っている境川流域の今後の工事の予定、そういったものを全てやれば、今でも試算が可能なんですよ。

もし1つだけ考えなきゃいけないとすると、管渠の耐用年数が70年で計算してあるんですけども、実際は今50年で今回更新が始まるので、その耐用年数の係数を変えれば、多分こういった、このときは日本上下水道設計株式会社というところに委託していますけれども、そういったことなく、庁舎の中で十分できる資料であると、そういうふうに思っています。

例えばあのときに、「財政の見通しがいいか」と言われたときに、例えばその後、下水道課なり、もしくは行政経営部とかなんかで、こういった言われたことをすぐ直そうとか、そういった声とか、職員の中からそういったものが上がらなかったんでしょうか。

その辺のところ、ちょっとお聞かせください。

No.214 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.215 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回の事業仕分けは、昨年と異なりまして、事業仕分けで出されたさまざまな仕分け人からの意見、判定人からの意見をまず事務局でまとめまして、それを各課にお渡しをしました。

その対応策、今、議員がおっしゃられたような下水の公会計のような問題もありますが、その辺について、担当課で考えて8月の中旬までに、市長、副市長とレクを行って、市の方針というか、そういうのを導き出そうという、そういう取り組みを今年度行っております。

そうしたことで、今、議員がおっしゃったような下水の借金の問題だとか、これからの展望の問題についても話し合われました。

その上で、今まさに対応を決めている最中なんですけど、それをもとに今後市民への報告会をやって、またそこで意見を伺って、最終的に経営戦略会議等を通じて方針を決定して

いくということになっております。

以上です。

No.216 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.217 ○5番(近藤恵子議員)

事業仕分けを見ていて、各職員が長期的な展望とか、それから広い視野で事務事業をちゃんと把握してほしいなというのがすごい思ったことなんですけれども、今、今後長期的な展望、例えば下水でもやられるということなんですけれども、そういうのを、あのときに言われるんじゃないくて、何か受け身じゃなくて、事業仕分けの前に十分知っていて、職員が。

仕分け人に言われても堂々と答えられるような、そういったふだんからの職員の意識でいてほしいというのが、本当にあの場にいた感想です。

職員が事務事業をふだんどういうふうに皆さんが把握していらっしゃるのか、事務事業評価とかもありますけれども、そういったことについて、やっぱり根本的に何かルールのような、基本的な基準というものがあるのがあるのかというふうには私は思っています。

今回、今、補助金の検討委員会がされていて、その資料を見ると、はっきり客観的基準と結果の累計というところで、全ての補助金に対して、例えば組織としての的確性、経済的妥当性、政策連動性、公的貢献度と多様性、そして診断結果の累計と、1つのパターンがありますよね、シートとして。

これは、やはり客観的診断ということで、共通の判断で、どの補助金もその判断で見るという上で大変これ参考になると思って見ていました。

それを、職員が皆さんこれをもとに、その補助金がどういうものかというのを考えながら、されているというふうに認識しています。

これに対して、事務事業の評価のほうが一体どうなっているかということで、少し伺いたいんですけども、豊明市の事務事業評価票の中に、判断の基準という欄があります。

その中には、必要性、公共性、妥当性、効率性、有効性、市民満足度が判断の基準にあると書いてありますけれども、それを一体どのように判断して、Aである、Bであると決めたかという、そのところが大変見にくくなっていますけれども、この辺については、今どういったふうに、このA、B、Cの判断は今されているんでしょうか、お願いします。

No.218 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.219 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ただいまの行政評価、事業評価のお話であります。

最終的には、経営戦略会議のほうにかけて決めていくわけですが、まず順序を申し上げますと、年度末までに企画政策課のほうに各課から事業一覧を出してまいります。

それで、その中で、事業についてどのような取り組みをしていくか、その目的を精査していくということになっています。

後は事業の内容等がありまして、現在の実施に当たって心がけた取り組みは何をやっておるかだとか、社会情勢等の事務事業が置かれている環境はどういうふう把握しているかだとか、市民ニーズとしてはどのように認識しているかというようなことを担当課が書いてきます。

それを企画政策課の職員が一個一個精査をしていって、その後、事務事業の評価の検討会というのを行います。

これについては、課長級の職員と部長級の職員が出て、そこで判定をしております。

事務局として、案でA、B、C、Dをつけて、それを審査していくという形で進めております。

議員がおっしゃるように、今回、事務事業評価をやっていくについて、今回やった事業仕分の要素、特に市民ニーズだとか、市民へのPRというのがなかなか少ないということがわかってまいりましたので、そういったことを改良しながら、次年度に当たっていけるように考えたいというように思っております。

以上です。

No.220 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.221 ○5番(近藤恵子議員)

長久手市が事務事業評価票を公開しています。

23年度のを見ると、例えば必要性というところには10項目あって、これはどの事業にも同じ判断で見ると、そこにチェックを打つようになっています。

そうすると、全ての事業が同じ判断で、どこに必要性があるのか、事業内容は適切か、有効性、効率性など、1つの評価、みんな同じような基準を持っているんですね。

例えばここで言うと、事業の内容は適切かという、もう達成しているかとか、ニーズの低下が見られているとか、そういったことを書く欄があって、これはたまたま去年は公開していますけれども、今年は公開していませんが、こういったのを持っていて、それを基準に全ての職員がなるべく同じ土台で評価ができるようなシステムを持っているんですけれども、少し聞きますけど、あっ、済みません、名古屋市もこういったものを持っています。

名古屋市の場合は、1つの項目に対して5段階評価があって、そこにどこを選ぶか、普通があって、両サイドに5つあるというような、そういった評価を名古屋市も持っていますけれども、豊明市はこういった一定のルールというか、チェック票のようなものは持っていますか。

No.222 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.223 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

チェック票は持っていません。
今回というか、現状はA、B、C、Dでつけます。
Aは、上位目的である施策、総合計画に合致しておる施策であるかどうか。
Bは、事務事業の実施手法や環境に改善が必要だと。
Cが、縮小等、事業としての見直しが必要だと。
あと、事務事業の廃止ということでDということで、4ランクに分けて評価をしているということでございます。
以上です。

No.224 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.225 ○5番(近藤恵子議員)

今の長久手市の続きを言いますと、例えば今言ったところにチェックを打った後に、必要性についてAかBかCかDか、ああDまであるのかな、有効性が何か、そして効率性がA、B、Cと、それぞれに判断をした上で、その総合評価でAならA、BならBという評価をするようになっています。

これは、例えば事業仕分けをするときに客観性ということがよく言われますけれども、それぞれを個別に見て判断して1つの結論を出すという面では、こういったことの積み重ねが客観的な評価になるのではないかと。

先ほども言いました補助金のところも、それぞれを評価して、係数をつけて合計で出すというような様式になっていますよね。

ふだんもこの事務事業が、ここに最初に今、豊明市のところにあるような6項目、やはりそれぞれにどういうふうに判断したかという基準をちゃんと持たれてやるということをしていけば、例えば事業仕分けで第三者から聞かれても、この判断をふだんからいつもして

いるというところがあれば、十分な回答ができるし、そういった回答をする職員の姿を見て、市民も安心するのではないかと思います。

その辺について、今後こういったチェック票のような、もう一つ下の細かい評価をやっていく、そういった手法については何かお考えはありますでしょうか。

No.226 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.227 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほどもお答えをいたしました、今回やらさせていただいた、実施させていただいた事業仕分けのやり方、評価の方法等を考慮に入れて、事務事業評価のほうにも移していきたい。

議員がおっしゃったチェック票については、ちょっと中身を存じておりませんので、ちょっと取り寄せて研究のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.228 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.229 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、そういった下からの1つずつの積み重ねで、全ての職員がそれで評価をするようなほうにいていただきたいんですけども、さらに進めて言いますと、今は長久手市のことを言いましたけれども、評価の中でもう一つ進んだところで言うと、今後コストを投入すべきかどうか、今の職員が判断をする欄があるところがあります。

例えば、もうこのまま現状でいい、もっと予算をとるべきだ、縮小するとか、4段階でそういったのを、そこまで今の現状の職員がしているところがあります。

豊明市の事務事業評価だと、ちょっと簡素化されたというところで、次年度に向けて改善する仕組みとかいうところが一覧になっちゃっているんですけども、やはり事務事業評価を次の予算なり、次の事業に反映させていくためには、そのところをやっぱり職員がいつも考えていることが必要だと思うんですよ。

進んだところだと、改正のときに、予算を伴わなくてもできる改善は何かと書く欄もあります。

今言ったみたいに予算が要るなら、この事業は、例えば今言ったみたいにAであるけれども、予算を投じるまで必要がないという、総合評価はBかCになるんですよ。

そのところ、コストを今後どうするか、財政運営が難しいというのであれば、よく言う優先性等もありますけれども、そういったことも事務事業評価の中に書き入れられるような仕組みのある、そういった事務事業評価のシートもありますので、ぜひそういったものを考えていっていただきたいと思います。

総合計画の見直しに向けて、事務事業評価のシートとか、行政評価の仕組みも変わっていくとは思いますが、今言ったみたいにチェック票をつくるとか、基準をつくるというのは、別に今でもできるんじゃないかと思うんですが、例えばそれはやっぱり一刻も早くやってもらいたいなとは私は思うんですが、そういったものに、総合計画とか待たずに、すぐ取り組むような姿勢というのはどんなものなんでしょうか、教えていただければ。

No.230 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.231 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

現在の行政評価、事務事業評価は、第4次総合計画に基づくということになっておりまして、もうこれこの評価を8年間続けてきております。

もうあと2年を残すということでもありますので、今、議員がおっしゃったようなことを取り入れるとなると、やはり相当な労力がかかるということがございますので、やはり次に向けた取り組みになるだろうなというふうに思います。

私ども大切なことは、要は住民サービスの向上がなされるために、事務事業評価、行政評価をやっております。

それとリンクできるようなことで、例えば住民ニーズの把握だとか、先ほど申し上げたですけど、満足度とかをどうなってるのかというようなこと。

あとさらには、財政が予算査定をするときに、その行政評価を生かすような仕組みだとか、最終的にその事業をやっているのは職員ですので、それが人事評価にはね返ってくるだとかという、そういう総合的に、役所全体で一丸となって取り組めるように、リンクしたような形の制度をつくっていくべきだというふうに今現在考えております。

以上です。

No.232 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.233 ○5番(近藤恵子議員)

私もそういったのは必要だと十分思っていますし、もちろんやっていっていただかなくてはいけないと思っているんですけども、例えば来年、この2年間の事業仕分けのところ、私がやっぱり一番必要だと思うのは、事務事業を評価する職員の意識とかの一定のレベルだと思うんですよ。

だから、このチェック票、評価のこの票を変えたりとかというのは、それはもちろん大変なので、総合計画のときじゃないと無理だとは思いますが、それをどう評価するか、そのチェック票などというのは、1枚何か紙を渡して、それをもとに考えなさいというだけのことですので、ただ書いてあるところがどれに該当するかなど、それをいつも職員が同じような評価で事業のほうを判断しているということが、今後、財政の厳しい中と言っていくときにはかなり重要になるので、たった1枚のチェック票をつくるのが、それがそんなにも、今の行政評価、事務事業評価のあり方に対して大きな問題になると思えないので、せめて第一歩として、そういったものの取り組みにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

その辺だけ、もう一度お願いします。

No.234 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.235 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほども申し上げましたが、チェック票については、現在私、今見たことがございませんので、取り寄せて早急に対応できるものかどうかとも検討したいと思います。

以上です。

No.236 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.237 ○5番(近藤恵子議員)

よろしくをお願いします。

やはり職員の1人ずつの、今の目的に掲げられていました資質の向上とか、そういったものにきっと一助になると思います。

そして、市民からの信頼を得る1つの基準になると思いますので、その辺ぜひ、すぐにも検討していただきたいと思います。

では次に、在宅の避難者のことで少し伺いたいと思います。

今回の東日本大震災の後についてなんですけれども、よく報道によると、避難所とか、そして在宅であることによって、何か差があったとかという話もあります。

私も今年の2月に堺市にあるところで、ある施設で障がい者の避難所のことで少し講演を聞いたことがありますけれども、そのときなんかは、障がいのある方が避難所に行けなかったときに、それでもう食事を打ち切られてしまって、避難所にいないということで。お水しかもらえなかったと。

そこには、全国をやっている障がい者のネットワークに連絡が来て、食事を提供することができたというような事例も聞きました。

よく避難所に取りに行っても問題があったというふうに聞いていますけれども、在宅の避難者に対して、豊明市は、もし大きな災害があったとき、どんなふうな対応をとるか、今決まっていることとかありましたら教えてください。

No.238 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.239 ○市民生活部長(石川順一君)

現在の地域防災計画には記載がございませんが、物資や食料提供など、避難所の生活者、そういった方と同等の支援を行ってまいりたいというように考えております。

また、避難所の運営については、そこに生活する人たちが自主的に運営を行っていただくんですが、在宅の避難生活者の方は、それぞれが単独で暮らされるという可能性がございますので、町内会など、組織的な行動をしていただくことが必要ではないかと、このように考えております。

終わります。

No.240 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.241 ○5番(近藤恵子議員)

災害が起こったときに、まず最初に対応しなきゃいけないのは、災害対策基本法というので、これは市長が判断して、どういった食料をやるか、誰にまで、どの程度までやるかということが記載されています。

この災害対策基本法の中には、生活環境の整備ということで、避難所における生活環境の整備もありますし、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮ということも書かれています。

また、同じように災害救助法、普通の災害では災害対策基本法が基準となりますけれども、一定以上の大きな災害になると、今度は災害救助法の適用になりますよね。

そういったときには、食料とかというのは、救助法と基本法とのちょっと違いとかがありましたら教えてください。

No.242 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.243 ○市民生活部長(石川順一君)

災害救助法につきましては、災害が起きたときに、ある対象になる規模以上の場合、県のほうが国に申請した形で適用されることになります。

対象となる活動にはいろいろ、避難所の設置ですとか、仮設住宅の供与ですとかありますけども、こちらのほうの救助法でも、炊き出しなどによる給食ですとか、給水車などによる給水、そういったことと罹災住宅の応急処理、罹災者の生業に必要な金品の給与、貸与、そういったことが入ってございますので、そういった在宅被災者についての食料の提供というようなことも、この救助法の中には記載されております。

終わります。

No.244 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.245 ○5番(近藤恵子議員)

最初に言った事例は、恐らく地震があった直後で、この救助法によって県に何食必要かという申請をしなきゃいけないんですよ、救助法は。

最初に言いました基本法だと市の判断でできるんですけども、救助法が適用されてしまうと、その費用が県や国の負担になるので、そこに事務処理が1つ入ります。

そうすると、数が把握できるのが避難所だということで、恐らく、それは私のちょっと想像の域もあるんですけども、避難所で把握した人数を県に申請するということで、避難所にいないとだめだという判断になったのではないかと思いますけれども、実際には全壊、半壊、そして今言ったみたいに自宅にいらっしゃる方に対しても、救助の手は差し伸べなきゃいけないということになっていますので、その辺について、今記載がないんですけども、町内会の力をかりるということをしていますけれども、実際に豊明市の地域防災計画の中にはそのことが盛り込まれていないとき、例えば今そんな状況が起こったときには、動くのかどうか、その辺についてはどういう判断をお持ちなのか。

そして、今後の地域防災計画には、在宅の被災者に対する何か文言をつけ加える必要があると思うかどうかについて、ちょっとお答えください。

No.246 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.247 ○市民生活部長(石川順一君)

まず、そういった人数ですとか、数についてでございますけども、当然、災害救助法が適用されるからその人数を把握するとか、そういうことはございませんけども、そういった食料を提供するとかになれば、当然、町内の方とか、自主防災の方をお願いするものですから、その段階で、実績数についてはなかなか正確にはわかりませんが、かなりの確率で大体の数はわかってくるのかなというふうには思っております。

で、現在は地域防災計画には、その在宅被災者の方について記載はございませんけども、当然そういった方もかなりみえることが予想されますので、今度の地域防災計画の改定に当たっては、そういった方の救援の方法も記載していきたいなと、そういうふうには思っております。

終わります。

No.248 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.249 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、お願いしたいと思います。

それで、実はこの在宅被災者ということに対して、いろいろ私も既にいい仕組みをつくっているところはないかと思って探したんですけども、実際にあったのが、見つけられたのが横浜市と東京都の練馬区の例です。

ここの2つのところの共通した考え方は、小学校や中学校の体育館は避難所ではなくて、横浜市のほうは地域防災拠点、そして練馬区のほうは被災拠点ということにしています。

それはどういう考え方かという、まず避難所にいらっしゃる方も、在宅の方も一番トップには拠点があります。

その中に、避難所を対応する班と、在宅の方に情報を提供するという、そういう両方の機能を持たせています。

そして、横浜市のほうはさらに進んでいて、災害がありますよね、自宅が壊れていらっしゃらない方は、避難所に来るけれども、自宅にいる方は、できるだけ自分で避難所まで来て情報を登録してください。名簿の登録をしてくださいという、そういったとこまで文言で書

いてあります。

例えば、小学校や中学校じゃなくて、地域の集会所とかで一時的な避難所をつくったなら、その代表者が来てください。そして、例えば全員が1人ずつ来なくても、1家庭ずつ来なくても、何人かでまとめていいので、とにかくそういうシステムを今つくっています。

きのうの質問の中でもあったんですけども、例えば安否確認とか、それから情報の、下からの情報を上げる、上からの情報を下げるといふ、そういったところにおいて、この拠点という考え方が大変役に立つといふか、有効であるといふように思うんですね。小学校、中学校に行けば情報が全て伝わっている、在宅でみえたとしてもそこに行けばわかる。

そして、実際、食料をいただくために、1日1回か、2回かそこに行く。そこで何か掲示物があれば、見ることができる。

きのうも行政経営部のほうで広報がということがありましたけれども、まず拠点としてそこがあって、そこにまず伝える、それから広報のということが住民にも周知されていて、そして地域防災計画の中にもしっかり書き込まれていると、大変有効な方法だと思うんですけども、そういった拠点の考え方というものについて、何かありましたらお願いします。

No.250 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.251 ○市民生活部長(石川順一君)

そういったような拠点という考え方、非常にいい考え方だなというふうに考えております。

ただ、その拠点となるためには、やはりそれだけの人員とかそういった方が必要になってまいりますので、そういったものをどうやって対処していくのか、その辺が1つの課題なのかなというふうに考えております。

No.252 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.253 ○5番(近藤恵子議員)

その拠点の運営ということについては、やはりそれはまた大きな問題だと思います。

この拠点という考え方に関して、もう少し言わせていただきますと、地域の方とか防災をやっている方にも、「こういったのが今、横浜とか東京のほうでは進んでいるけれども、どうか」ということをちょっと聞いたところ、やはり皆さんいい方法だということをおっしゃいます。

横浜のほうは、実はこれは、この東日本大震災の後に考えたわけではなくて、阪神・淡

路大震災の後にこの方法をとられたそうです。

私も電話で問い合わせたんですけども、今、この東日本大震災の後で避難所の問題が出てきてから、やはり今、問い合わせが多いそうです、そういった考え方とかシステムとかについて。

やはり今回の1つの地震があって、皆さんの経験で次の地域防災計画が進んでいくという中において、やはり今回、一番大きな問題がその在宅、要介護もありますけれども、避難所以外の方をどう支援していくかということがあって、横浜に実際それだけいろいろな問い合わせがある。そして、東日本大震災女性支援ネットワークという組織があります。

これは、総務省のほうで今、避難所のときに女性をどう助けるかとかという、女性の問題に関していろいろな提言をしているところがあるんですけども、そこもしっかり在宅避難者支援というものに対して、拠点をつくってやってくださいという、こういう提言をしています。

恐らく今後拠点というものが必要となってくると思いますので、できたら地域防災計画の中にそのことを盛り込んでいただきたいというのを1つ思います。

そして、今おっしゃったみたいに、どういった運営をするかということについてなんですけれども、私はこれはちょっと豊明市ではいろいろ問題があるかなというふうに思っています。

というのは、今、区・町内会とおっしゃいましたよね、情報の。だけど、1つの区が幾つかの避難所に分かれるという事例があると思うんですけども、その辺はどの程度、把握されていますか。

私としては、近くなので二村台2区が、前後からのあの真っ直ぐの道の向こう側は唐竹小学校、中学校側は豊明中学校とあって、1つの区が2カ所に分かれるような避難所になっていると、実際は知っているんですけども、恐らくそれ以外にも、区によって町内の避難所が分かれるといった事例が幾つかあると思うんですけども、その辺は何か把握がありますか。

No.254 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.255 ○市民生活部長(石川順一君)

区の単位で申しますと、既に学校区ですか、そういったことが分かれておるところもございますので、さらにその被災のときは、自主防災組織が中心になっております。

自主防災組織は、もっと言うとも町内会単位ぐらいですので、それぞれがそれを決めておりますので、恐らくそういった部分もあるかと思っておりますけども、正確な数字はちょっと、申しわけございませんが、把握しておりません。

No.256 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.257 ○5番(近藤恵子議員)

その学区と区が合っていないところとか、前も少し、この前の一般質問のときにも少しさせていただいたんですけども、やはりこういったときも少し問題になってくるかと思うんですよ。

区に行った、例えば1つの区が2つに分かれている、じゃ、その情報をその区はどうやって分けるか、そういったところが変わってきます。

例えば区が中心であるのか、地域防災拠点为中心となるのか、それによって、情報をどこに最初に伝えるべきかということが変わってくると思うんですよ。

拠点という考え方は本当に私はいいいと思うんですけども、そのところが豊明のこの現状では少しネックになるかと思うんです。

最初に拠点の運営委員会ができて、そこには、横浜市の事例でいいますと、学校長も入っていただいて、地域の方、自主防災組織の方に入っていただいて拠点をつくると。

この今の事例の場合で言うと、学校区が1つの区なのでそのまままうまくいくんですけども、その辺のところについて、この拠点という考え方は多分これから進んでいくと思うんですけども、豊明でうまくやるために、そういった区が分かれているところとかについて、やはり1つ大きな課題があるので、そのところをうまくクリアしていかなきゃ運営が難しいかなというふうにちょっと思っています。

今、今年度、自主防災連合会が新たになって発足していますけれども、昨年度まで自主防災連合会というのが避難所に対して運営をやるということになっていましたので、そのままであつたら、その拠点をお願いするような組織として成り立ったのかなというふうには思っていましたけれども、今ちょっと連合会の形態が変わったので、そうするとやはり申しわけないんですけども、やっぱりそのところへいくと、拠点というものに対して、もう一つの区とか町内会単位で集めるとかという、そういったものが1つ必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

本当に被災したときに、スムーズにいくために、そういったことは今後必要になってくるんですけども、その辺において、少しそういったところの難しさに対しては、何か考えるところがあればお聞かせいただきたい。

No.258 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.259 ○市民生活部長(石川順一君)

そのことにつきましては、きのうも早川議員のご質問にもありましたけれども、その自主防災会組織でのその避難のマニュアルというものはつくっていただいているんですけども、そうしますと、それぞれが近くの避難所へ行くよというようなことをつくってみえます。

そうしますと、偏りとかそういったものも出てまいりますので、そういった整合性を図らなきゃいけないと。

それから、もしそういった拠点という形になったときに、どのような形で、誰がリーダーシップを発揮していくかとか、その辺が非常に一番の課題になってくるんだろうなというふうには考えております。

終わります。

No.260 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.261 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、そののところを、今からのところでちょっと考えてほしいんですよ。短い時間だとはありますよ、見直しまでにおいて。

やはり拠点という発想が多分今後、主流になっていく、そのときに豊明市の場合がうまく運営していくかというところ、そのところなんですけれども、実は今、例えば自主防災連合会、各区から代表で1人ずついらっやっていますよね。

そのところの方は、区の役員を兼任されていたり、各自主防災会の長であったりとか、皆さん兼任、兼任でいらっやる方が多いと思うんですよ。

そうすると、この拠点とか、実際の災害のときの物の流れとか、情報の流れとかを見てみると、やっぱりちょっと兼任でいらっやる方とかというのは、そういうところはかなり滞るのではないかなというふうに思います。

うまく進めていくために、今できることというところで、もし1つ私がお願いできるということであるならば、やはり区長、副区長、町内会長と、自主防災会の役員もしくは連合会の役員というのは、人材的なこともあるかもしれませんが、兼任を避けるという方向であらかじめルールをつくって、それぞれ、例えばこの方は拠点の役割をお願いしたいとか、そういうもうちょっと、もう一回、全て災害のときにご協力をいただける団体とかを全部出して、そして市が組み立てられる組織を考えて、ちょっとこの短い時間でも再構築をする必要があるのではないかと思いますけれども、その辺についてはどう思われますか。

No.262 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.263 ○市民生活部長(石川順一君)

自主防災組織につきましては、今年度少し衣がえをしておるんですけども、その中で、やはり区長さんとかそういった方とは兼務にならないようにということをお願いして、自主防災会のトップの方を選んでいただいております。

ただ、やはりその地区によっていろんな考え方がございますので、どうしてもそういったことができなくて兼務しておるといってもございますので、これについては今後、それぞれのところで考えていっていただくなりしていくことかなと思っております。

終わります。

No.264 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.265 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、その方向で進んでいっていただいて、災害が起こったとき、避難所にいらっしゃる方も、自宅で避難されている方も、全て情報が行き届いて、そして皆さんに同じような支援の手が差し伸べられるようなシステムというか、そういったものを、今このまだ何も起こっていないときに十分考えてやっていっていただきたい、そう思っています。

そして、この豊明だから起こるような、そういった区と学区とかの違いですね、そういったことに対しても1つ余分な課題がありますけれども、それを今のうちに考えてクリアするような方針を固めて、ぜひ地域防災計画の中に、先ほど拠点は必要だ、在宅被災者に対する支援は必要だという、盛り込まなければいけないというお考えを聞いていますので、もし盛り込むなら、そこまで掘り下げて、ちょっと深く考えていっていただきたいなというふうに、そう思っていますので、よろしくお願いします。

それから、済みません、次に最後に、市民の健康づくりにノルディック・ウオークをという事で質問させていただきます。

ノルディック・ウオークというのは、皆さんご存じかどうかあれですけども、2本のポールを使って左右に突きながら歩く、もともとはスキーのノルディック・スキーをする方が、夏の場に自分の訓練のために、鍛練のために始められたスポーツですけども、今それがいろんな形で広がっています。

そして、よく言われるのが全身を使う運動でということ、実際に運動効率が20%高いと、ウオーキングより。そして安定感があるということで、特に高齢者に対して大変な効果があるということで、今少しテレビでも取り上げられるようになってきています。

実際、この7月ぐらいに2回続けてNHKと民放で取り上げられたことによって、今このポールが品薄になっていて、皆さん入手するのに少し時間待ちをするといったような状況があるという、そういったノルディック・ウオークというものがあります。

これを今、豊明市のスポーツ推進計画において、今後、そこに書いてある言葉を使わせていただきますと、「年齢、性別を問わず、気楽に楽しめるノルディック・ウォーキングなどのフィットネスウォーキングの導入についても検討していく」というふうに書いてありますけれども、これについて、今、市はどんなふうな取り組みをしようとしているのか、またこの課題についてどんなものがあるのか、説明してください。

No.266 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.267 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、ノルディック・ウォークの導入に当たっての課題を何点か、ご説明したいと思います。

ノルディック・ウォークを導入するに当たっては、このスポーツは新しいスポーツですので、現時点では指導者が不足している、このようなことが課題として上がっております。

現在、本市では、公認の指導資格をお持ちの方が6名おみえであります。資格の取得に当たっては、費用面などで新規の取得者がふえにくい状況であるというふうに聞いております。

また、体育館では、スポーツ指導員の登録制度がございますが、現時点では登録されている指導者がおみえになっておりません。

また、このスポーツはまだまだ認知度が低く、市民の皆さんに浸透するには時間がかかるというようなことも課題であるというふうに感じております。

しかしながら、今、議員がおっしゃりますように、課題は多々ございますが、豊明市スポーツ推進計画の中でご提案のありました、「豊明市ノルディック・ウォーククラブ」を初めとしまして、ウォーキング事業の仕組みづくりや、ノルディック・ウォークの導入に向けて、今後連携協議を進めていきたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.268 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.269 ○5番(近藤恵子議員)

今ご指摘のあった指導者ということに関して言いますと、これはどこのまちも、このスポーツを市の何か競技にしようとするときに課題になっている問題だというのは聞いています。

例えば今6名で、登録がないということでありましたけれども、ちょっと具体的に伺いますけれども、市のほうはそういった指導者を募集しているとか、何か案内とか、この6名の方に何か通知をしているとか、そういったことは今されているのか、ただ待ちの状態なんでしょうか、ちょっとその辺だけ。

No.270 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.271 ○教育部長(津田 潔君)

その辺のところを詳しくちょっと把握しておりませんが、6名の方がおみえであるようであれば、これから市のほうに登録していただくような、こちらからのアプローチ、それは可能だと思います。

終わります。

No.272 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.273 ○5番(近藤恵子議員)

実は今年度から、小牧市がこれを、豊明でいうと福祉体育館のそういったところの事業にしています。

その取り組みに当たって、昨年度、予算立てをするわけですがけれども、事業の開始と同時に、あちらで言う、スポーツ推進委員さん、同じ名称かどうかわかりませんが、こちらで言うスポーツ推進委員さんの中に、ある程度意思を聞いて、取得をしていただいて、その後、その市の事業に協力いただけるという、そういった前提のもとに希望を聞いて、そして講習を、小牧市まで来ていただいて、小牧市からどっかへ行くのではなくて、この指導者の講習を、来ていただいて実施していただいて、そして登録料の一部を負担するという形で指導者をふやそうと。

今年度からやるということを決めた時点で、そういった前もって、そういった指導者不足をどう解決するかというところを取り組んでいらっしゃいます。

また、そのために事業をするに当たっては、ポールの費用も必要だということで、あらかじめ推進するといったら、待ちではなくて、待っているのではなくて、市のほうがそのために指導者をどうやってふやすか、どういった事業をするかというような展開をされていますので、そういった展開の仕方についてはどのようなお考えがありますでしょうか。

No.274 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.275 ○教育部長(津田 潔君)

今、小牧市の事例を初めてちょっとお伺いしたものですから、詳しく内容を把握しておりませんが、まずは市民の皆さんでノルディック・ウオークというスポーツを普及していただく、それがまず第1番、そういうふうを考えております。

教育委員会としましては、それを後方から支援するような形で、先ほど指導員の登録とか、それから機会あるごとにPRに努めていく、そのような形でご協力していきたいというふうに今は考えております。

以上です。

No.276 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.277 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、そういったほかの市町の例、ちょっと私は話で聞いただけで実際には確認はとっていないんですけれども、知立市も来年度から取り組みたいという意向があるようなことも聞いています。

各市町で今、それがどこになるかはちょっと、体育課になるのか、高齢者福祉課になるのか、健康になるのか、健康推進課になるのか、それとも例えば豊明ではあり得ないことですけれども、蒲郡とかは観光課が進めています。

ノルディック・ウオークをしていただいて、その後自分とこで温泉に入っていていただいてお金を落としていただく、そういうところもある。豊明ではそういうことはちょっと具体的にはないかもしれぬけれども、ひょっとしたら古戦場の周りとかそういうところ、ルートも考えられるかもしれないんですけれども、そういうところのいろんな課の取り組みが実際、今進んでいるところで、そのどこのところもやっぱり指導者をどうやって養成するか。

今、実際、豊明市内に6人いらっしゃるといったとしても、例えば平日に動いていただける方がどのぐらいいらっしゃるかと、そういったところがありますので、その辺、ぜひ取り組みに進んでいっていただきたいと思います。

今、実際、市民提案型まちづくり事業として、月に2回、各公園でノルディック・ウオークの事業が進められています。

これについて、ここの団体は初めから高齢者を対象にということで事業のほうを登録されていますけれども、こういった事業は、市民提案型ということであると、単年度で終わるのではなくて、もう継続して続けていく事業に対して、市民提案型というのは予算がおりと

いう前提になっていますので、もちろん来年、再来年度、この事業は続けられていくと思うんで、この事業というか、スポーツクラブのほう、ウォーククラブのほうは続けていかれると思うんですけども、こういった事業に対して、市として今後何か一緒に取り組んでいくような、そういった姿勢は今あるんでしょうか、高齢者の体力づくりという視点で。

No.278 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

答弁できますか。

石川市民生活部長。

No.279 ○市民生活部長(石川順一君)

今、議員が言われましたとおり、本年度、市民提案型まちづくり事業で、ノルディック・ウォーククラブが採択されて交付金を交付したところでございます。

採択に当たりましては、関係部署である高齢者福祉課ですとか、健康推進課、生涯学習課と、事業内容とか協力体制を協議して、事業の効果的な進め方と広報周知等について、連携して行っていただけるということを確認しておりますので、もし来年度もということであれば、またそういった形になるのかなと、そういうふうには思っております。

終わります。

No.280 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.281 ○5番(近藤恵子議員)

では、具体的に担当課で何か方向性があれば教えてください。

No.282 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.283 ○健康福祉部長(原田一也君)

ノルディック・ウォークは、まだまだ市民にはなじみの薄いスポーツかと思いますが、ノルディック・ウォークは、高齢者の健康づくりとか、リハビリには大いに効果があるということを思い、スポーツ推進計画の中で普及推進に取り組むことといたしております。

また、今年4月30日には、藤田保健衛生大学との連携について、包括協定書を締結することになりました。

介護予防事業としての取り組みとなりますと、現在行っております筋トレ教室のように、筋力の低下を防ぐためのカリキュラムを作成し、身体的な機能測定を定期的に行うことで、その効果を図っていくということが必要になってまいります。

藤田保健衛生大学病院にノルディック・ウオークの指導員の資格をお持ちの先生がおみえになるということなので、ノルディック・ウオークの医学的、科学的な効果測定が期待できるものと考えております。

今後、介護予防事業の枠組みの中で実施を検討していきたいと思っております。

なお、介護予防事業とは別に、健康づくり、生きがいづくりのためのノルディック・ウオークの普及啓発には、市民提案型まちづくり事業として採択された事業でありますので、他の部署と連携しながら支援してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.284 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.285 ○5番(近藤恵子議員)

実はこの市民提案型の事業のほうは、今までに6回行われています。

大蔵公園で2回、三崎水辺公園で2回、勅使公園で2回、その6回、一応ずっと皆さんの様子とか、参加されている方の様子とかをちょっと知りたいといった思いがあって、ずっと参加してきました。

その中で、ちょっと感想を述べながらお願いしたいと思うんですけども、まず2つ、今現在、疾病をお持ちの方に大変効果のあった例ということをおっしゃると、狭窄症で50メートル歩くだけで体に痛みのあるという方が、それを使って足の負担を軽くするというので、どうでしょうね、300メートルぐらい歩けられたんですね。

その方がすごい喜んでいらっしゃるんですよ。こんなに続けて歩けられたことはない、これはいつも通っている外科の先生に報告しなきゃいけないと、そういう喜んでいらっしゃる方もありました。

また、パーキンソン病の方で、その方の症状というのは、何かどンドン体が前のめりになるような症状で、大分腰が曲がっている症状の方がいらっしゃるって、重心が前に行くということで、ふだん手押し車を使っていらっしゃる方がいらっしゃるんですけども、そうすると、ますます前に、前屈の姿勢が進んでいってしまうんですけども、その方が今これを勧められている藤田保健衛生大学の先生と一緒に考えられて、そのポールの持ち方とかも考えられたところによって、姿勢が上がってきたと。

実際、神経内科のほうにかかっている先生と、今ノルディック・ウオークをやっている先生と、神経内科の先生と、患者さんと向き合っていて大変よい結果が出ているということで、そういったことも今、治療の一環として認められ

ているというようなところもあります。

また、今この先生は、このノルディック・ウオークを呼吸器とリハビリと一緒に協定を結んでいらっしゃる、大学の方の。私も一応参加しているんですけども、やる前と身長をはかるんですね。姿勢が伸びるものですから、高齢者が前屈になっているところを、横にポールを持ってやることによって、身長が伸びる。そのことによって胸が開くということで、健康増進になるという、1つの視点として今それを勧めていらっしゃいます。

本当かどうか、誤差の範囲内かどうかわからないんですけども、私も少しだけ身長が1ミリぐらい、何か今まで148というラインを聞いたことがなかったんですけど、そこへ行くと8というラインが聞けるのでちょっとうれしいなとか思いながらいるんですけども、本当に1~2ミリのことですけども、でもそれが高齢者の方で、本当に前のめりで、胸が圧迫されて呼吸器の機能が弱っていらっしゃるという方に対して、こう伸びるという、今、先生はその研究もなさっていらっしゃいます。

それをどこでやっているかという、今このノルディック・ウオーククラブの中でやっていらっしゃるんですけども、そういったことが今見て、そういったものを見てたりすると、私が考えるには、今回、健康21で市民の健康をどうするかというところにおいて、また市長がよくおっしゃる、豊明市の魅力は何かという藤田保健衛生大学が近いという、魅力という言い方はないんですが、特徴はどうか。

ということを見ると、今実際、先生がやっていらっしゃるそういう1つずつを見ていくと、これはこのまちが何か特化したというか、そういった事業につなげられる可能性、それをこのまちの売りにできる可能性を、6回見た中で感じるんですよ。

例えば、ほとんど参加される方は、リピーターになられる方が多いです。

ちょっと言いますと、藤江議員のお母さんも3回目のときに参加されて、今もずっと続けていらっしゃる、そういう話も聞いています。

そういう病気の方、ふだんから歩いていらっしゃる方も、そうやってリピーターになられる方が多いという、そういった事例をこの6回を通して見ていると、ひょっとしたら、そういうのにつながる可能性があるんじゃないかなというような、そういう実感が少し湧いてくるんですよ。

これ例えば、この間、健康21の講演会がありましたけれども、そのときに、長野県が県を挙げて取り組んで高齢社会をつくったというのがありましたけれども、ひょっとしたら、姿勢をよくする、豊明の市民がそれによって姿勢がよくなったとか、極端な例かもしれないんですけども、そういった1つの目標を持って何かこの事業に取り組むとか、それによって、例えば気管支の機能が何か特徴が出るような、数値的な。

何かそういったものによって、このまちの売りにできるような事業になるような、その協力体制があるということをすごい実感するんですけども、そういったちょっと今すぐ、来年、再来年じゃなくて、遠い先を見たこの事業の推進について、何かお考えがあれば教えてください。

No.286 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.287 ○健康福祉部長(原田一也君)

先ほども申し上げましたが、ノルディック・ウオークの認知度といいますか、知名度もまだまだ低い状況でございます。

今は、このノルディック・ウオークのすそ野を広げていく、そういったことが肝心ではないかなと、先日もスポーツ指導員の方とお話をしたところでございます。

そういったようなことで、ノルディック・ウオークになじまれる方々がふえてくる中で、オリジナルな事業としてやっていくことができれば一番いいかなというふうに考えまして、今後そういった仕掛けをしていきたいなというふうに思います。

終わります。

No.288 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間、約3分です。

近藤恵子議員。

No.289 ○5番(近藤恵子議員)

やっぱり何か豊明らしさというのが1つ欲しいな、売りが欲しいなという、何にもないというか、何もないというちょっと語弊があるかもしれませんが、市長がいろんな人に提案してもなかなかすぐ出てこない。

そういった中で、その大学があるということによって、1つ売りにできるもの、例えば今確かに在宅のとかありますけれども、在宅医療というのは病気になられた方に対するものですので、すそ野というとそんなに広がっては困ることなんで、もともと。

もし市民に広く広がって、それが健康の推進になるといったら、やっぱりこういう何か特化したスポーツとか、そのものに行くほうが、この健康21の理念に合うような気がするんですよ。

それで、もう一つ今回、この間もありましたけれども、平均寿命というんですか、つい先日発表されましたよね。

豊明の結果というのは、皆さんもごらんになったかどうかわかりませんが、男性は県内でベスト5位ぐらいでしたっけ、忘れちゃったけれども、女性のほうは下から数えたほうが早いぐらいでしたよね。

ちょっと正確に、そのときの記憶で覚えがないんですけれども、名古屋市の区を全てカウ

ントしたとすると、1つとして。たしか四十何位で、県内で男女の差の幅の低い、つまり女性が低いということなんですけれどもね。

でいうと、みよし市が1番、その次が豊明市ということで、男性の方のほうが寿命が高いのに対して、女性の方が低いと、そういった県内のところであるとするなら、その目標をどっかに掲げるとか、その施策として、元気で皆さんに長生きしていただくための施策として、そういった方向性の中で、ぜひ今後、このノルディック・ウオークとか、これに限らず、そういったスポーツの推進とか、そういったものを考えていっていただきたいなというふうに思っています。

今後のことに対しては、まだちょっと長期的なことにはなるかと思えますけれども、ぜひ市の方針としてそういうのを掲げられないかなというのは思っています。

最後に、その辺について、市長よく衛生大学とかおっしゃいますので、少しだけ言っていただけたらと思えます。

No.290 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間、わずかです。

簡潔に答弁を願います。

石川市長。

No.291 ○市長(石川英明君)

今、高齢者福祉部長がお話をしたように、健康福祉部です、済みません、大変申しわけございません。

今後の健康21という部分と、これからの在宅医療のいきいきサービス、その中ではいろんな形で捉えていきます。

(終了ベル)

No.292 ○議長(伊藤 清議員)

市長、時間がまいりましたので。

これにて、5番 近藤恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時57分休憩

午後3時7分再開

No.293 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.294 ○10番(杉浦光男議員)

議長よりお許しをいただきましたので、壇上より質問をいたします。

1番、豊明市北部、括弧で沓掛町北部と書きましたが、その地域の開発についてです。豊明市の最上位計画である第4次総合計画に基づき、第2次豊明市都市マスタープランにおいても、沓掛町北部を中心とした開発の構想が示されています。

すなわち、市街化区域への編入や、適正な土地利用等です。

私は、本年の6月の定例会において、豊明市北部の開発について、この課題の一部について質問いたしましたが、北部地区の開発の構想が絵に描いた餅にならないように、再度質問し、少し深めて詰めていきたいというふうに考えています。

その視点については、やや抽象的になりますけども、1番から4番。

- 1、開発の意義について。
- 2、第5次総合計画や都市マスタープランに引き継ぐための庁内の動きについて。
- 3、北部地区開発の戦略会議、あるいはプロジェクト会議等の設定について。
- 4、関連団体、特に開発に必要な道路だとか、上水、下水との情報の共有等のことについて。

2つ目、市民に身近な公僕としての職員像について。

みずからの地方のことは、みずから解決しなくてはならないという色彩の強い地方分権の時代に突入しております。

本市役所に奉職される職員の皆様、地方自治の担い手として、本市の諸課題に責任と自信と誇りを持ち、さまざまな課題に積極的に取り組んでいただきたい。

私は、市民に奉仕する職員像を求め、職員の皆様に直接、あるいは間接的にかかわる次のことについて伺います。

- 1、人事評価の観点について。
- 2、庁内公募制度は、よりよく機能しているか。
- 3、庁内スペシャリスト制度の意義について。
- 4、降格希望制度について。

この4点です。

以上で、壇上からの質問は終わります。

No.295 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.296 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、豊明市沓掛町北部地区の開発についてご答弁申し上げます。

1つ目の開発の意義でございます。

北部地区の開発は、人口減少時代の都市間競争における核となる新しい都市拠点を形成するために、名古屋岡崎線の整備にあわせまして、県道春木沓掛線や大根若王子線が交差する、この地区を中心としたエリアを対象に、新市街地を開発することで、転入需要への対応や、環境共生型で持続性の高い住宅市街地の供給が可能となります。

2点目の第5次総合計画や都市マスタープランに引き継ぐための庁舎の動きについてでございます。

都市マスタープランは、毎年、各事業の進捗状況を把握するために、マスタープランに示された各部門から都市マスタープラン進行管理票を収集しておりまして、この資料と、総合計画の評価資料であります事務事業評価票をもとに、都市マスタープラン推進会議を庁内から選出した委員で毎年会議を開催しております。

この会議は、マスタープランに示されている各部門の施策や、事業の進捗状況を横断的に把握するためのものですが、各所属の施策や事業が市財政に与える影響も分析しながら、進捗の確認を行っております。

また、北部地区の開発につきましては、課題の抽出や論点の整理を進めている段階でございます。

翌年度以降は、この地区の開発に関する可能性検討調査を行ってまいりたいと考えております。

この成果をもちまして、第5次総合計画、平成28年度からでございますが、や、第3次都市マスタープラン、平成29年度からでございます、に、それぞれ反映させることを検討しております。

3点目の北部地区開発の戦略会議、あるいはプロジェクト会議等の設定についてでございます。

北部地区の開発に関する具体的な会議等は現在持っておりませんが、都市整備に関する情報や課題を共有する場として、先ほど申し上げました都市マスタープラン推進会議を設置しております。

また、可能性検討調査の実施過程では、各担当課との情報共有や意見交換を積極的に行う必要は認識しております。

最後、4点目でございます。

関連団体との情報連絡はについてでございます。

愛知県の土地区画整理事業の担当者とは、常に緊密な体制を確保し、最新情報の収集に努めてまいります。

また、北部地区開発の生命線となります名古屋岡崎線の事業主体となる愛知県と、名古屋市上水道事業者の愛知中部水道企業団等には、情報提供の時期を逸さないよう、細

心の努力が必要だというふうに認識しております。
終わります。

No.297 ○議長(伊藤 清議員)

伏屋行政経営部長。

No.298 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

行政経営部から、市民に身近な公僕としての職員像についてをお答えいたします。

まず、1つ目のご質問の人事評価の観点についてでございます。

本市では、人材育成基本方針に基づきまして、全職員が9月に人事評価を実施いたします。

まず、本人がステップアップシート、自己申告書を作成いたします。

ステップアップシートには、1年間の努力の成果、PDCAサイクルを用いた今後の目標を1人2つ記載をいたします。

係長以上は、職務に係るレポートを述べます。

自己申告書には、職務経歴、健康状態、異動希望などを記入することになっております。

スペシャリスト申告や、降格希望もここで記入をいたします。

本市の人事評価制度の特徴は、人材開発、給与制度、任用管理と連携しており、業績と能力評価をもって成績主義を実現するものでございます。

1次評定者、2次評定者を經由し、面接を実施し、業績、態度、意欲、能力について評価をいたします。

そして、総合評価として、6段階の評価をつけます。

評価項目は、評価時期に評価者研修を通じ、説明機会を設けております。

2番目として、庁内公募制度はよりよく機能しているかということでございます。

庁内公募制度は、年功序列によります任用形態を見直し、若手職員を積極的に登用することを目的に、制度化をしたものでございます。

制度2年目となる昨年の実績では、ポスト希望制から職責昇任試験として、管理職にふさわしい能力を見きわめる制度とし、多くの職員が利用をいたしております。

3番目の庁内スペシャリスト制度の意義についてでございます。

スペシャリスト制度は、本人の希望と職場の要請により、在籍年数を主とした異動とせず、長期に同一事務を所掌することを前提とした配属を行う制度であります。

みずからの選択と主体的な能力開発をもって、専門的な能力を有する職員を育成し、高度化、複雑化する行政事務に対応するものでございます。

現在、広報広聴、農地管理、文化振興などに配置をしております。

4番目として、降格希望制度についてでございます。

さまざまな事情により、みずから職責を果たすことが困難になった場合、みずからの選択により、2段階まで職責を下げる事が可能となっております。

以上です。

No.299 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

杉浦光男議員。

No.300 ○10番(杉浦光男議員)

それでは、再質問という形で、この場からお聞きします。

まず、北部の開発ですけれども、これは私自身も非常に困難な問題、難しい問題を抱えておると思いますが、しかし、なさねばならないと、もう私自身は豊明の生命線というふうにも思っております。

ですから、きょうお聞きするのは、本当の第一歩ということになると思えますけれども、どのようにしてやっていくのか、もっと突き詰めれば本当にやれるのかというところから質問しますね。

きょうの質問を深めるために、私が6月議会でお聞きしましたことをもう一度、6月議会ではちょっと上滑りしておりましたので、もう一度確認します。

私が言いますから、それでよかったら、横山部長、「それでいい」というふうに言ってください。

長期的な豊明市のまちづくりの中で土地利用を行うために、25年4月の機構改革で、都市計画課開発建築係に河北氏という若い職員を採用しました。これが1点。

それから2点目、北部は当然、市街化調整区域ですので、何でもかんでもすぐやれるよという問題ではありませんね。

で、市街化調整区域における住宅系の開発の条件としては、各土地区画整理、それから業者が土地を買い取ってやる地区計画、それからいろんな制限はあるでしょうけれども、都市計画法34条11号の調整区域の開発についての緩和策。

この3つが少なくとも何らかの形で土地を手に入れること、土地を手に入れる主体が誰ということはこちらに置いておいてですよ、この3つということ。

それから、河北氏の件、そういうふうでよろしいですか。

No.301 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.302 ○経済建設部長(横山孝三君)

そのとおりでございます。

それで、最後の土地区画整理事業と、それから地区計画制度と、開発法の34条の11号について、3種類ございますが、北部地区に適用するのは土地区画整理事業がふさわしいというふうに考えております。

以上でございます。

No.303 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.304 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

そうすると、市当局の考えている1つの中身としては、区画整理事業ということですね。じゃ、新しい質問にいきます。

土地を開発する、人口をふやすというときに、克服する、乗り越えていかななくてはならない問題として、日本の人口は必ず減るぞ、豊明の人口も必ず減るぞという社会的な要因がございます。

私がございますという、これ実際はもっと科学的な検証、あるいはもっとしっかりしたところの報告なりがないとわかりませんが、私は減るというふうに私自身、質問者としては結論づけております。

このことについて、行政経営部長、一言コメントしてください。

No.305 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.306 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いろいろな学者が人口について研究をしております。

私がお聞きした、講演でお聞きしたんですが、北海道大学の宮脇先生という方は、2100年、ちょっと長いスパンですけど、そのときには日本の人口は4,000万人になると、2,050年には8,000万人ぐらいになるというようなことを予測されております。

しかも、その減り方が、2040年以降急激に減るというようなことをおっしゃっていただきました。

豊明市においても自然増がまだ、豊明市においては自然増がありますが、どちらにいた

しましても、日本全体で減っていくということはございます。

最終的には半分以下になるというようなことで、本市においても、そういったことを考えないといけないというふうに認識をしております。

以上です。

No.307 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.308 ○10番(杉浦光男議員)

人口が減ると、この問題を中心にもう少し考えてみますと、それでは人口が減るならば、北部を開発する、あるいは南部でもいいですよ、豊明市で新しい住宅地をつくる、新しい工業団地をつくる、何らかの形で人口をふやすというようなことをやっていたとしても、しまいに人口が減ってってしまうんだと。

そうすると、残るのは道路だとか、立派な建物、そういう社会資本が残る、そういうものを維持するのが大変だぞ、だったら初めからやめておけど。

これは、極端な1つの流れで言えぬことはないですよ。

そこで、私はお聞きするんです、私の考えも入れて。

そうすると、豊明市の北部の開発は必要か、イエスかノーか、私はイエス。

だから、ノーというのは、例えば人口問題を1つのマイナスの要因ととって、人口が減るんだったら、今あるまち並み、今ある道路、今あるものをもう少し合理的にうまく組み合わせ、コンパクトシティのようなものをつくったほうがいいよと、これはだから、開発ノーのラインでいきますとそうですね。

私は、こちらのイエスでいきます。

それから、部長も一番最初、僕が確認したのはイエスのラインでしたから、もうずっと今からはイエスでいきますよ、イエスで進んでいきます。

わかりましたか、ここまで。

わかりましたかというのは、共通認識をしてほしいという、そういう意味です。

そうしますと、区画整理というふうに言われましたので、それでは他地区の区画整理、この近辺の。

東郷町なり、新聞もにぎわしております。僕は新聞をコピーして持っておりますけど、ここにもありますけどね、資料として通告してありませんので、ここに置いてありますけれども、新聞をにぎわしています。東郷のセントラル土地区画整理事業なんていうのが大々的な見出しで載っています。

この辺のことについて、コメントできますかね、あるいは意見をつけ加えて。

No.309 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.310 ○経済建設部長(横山孝三君)

これからの開発につきまして、今、議員が申されますように、人口減少時代が到来するというはそのとおりでございますので、将来的に開発したところの公共施設を、インフラを維持管理していくのに大変だろうとなるのではないかとということも確かにございます。

そこら辺を当局としては決めていかないかぬというふうに考えておりますが、現在のところは、まずは開発の可能性を探って、少なくとも人口減少の度合いを、キープすることはできませんかもしれませんが、それをおくらせていくと。

他市から転入を促して、豊明市は活性化をしていくということを目指していきたいということで、現在、近隣の市町がやられていますわね、それについて、大分おくれることになりますけども、しかし、過去には豊明市がそういったことでリードしてきた時代もございます。

そのことが一段落して、最近東郷町、日進市はずっと前からやっておられますが、ご指摘の東郷セントラル土地区画整理事業でございます。

面積が43ヘクタールというふうに聞いております。そのうち、9.5ヘクタールを利便施設の集約ゾーン、すなわち商業施設ですね。アミューズメント施設、それから文化、医療、子育て、交通、広場などの機能を集積されるというところをつくって、新聞に出ましたけども、大型複合商業施設の「ららぽーと」が出店するということが決定されているふうにお聞きしています。

それから、日進市の赤池箕ノ手土地区画整理事業ですが、施工面積41ヘクタールということでございます。商業的な地域として、4.5ヘクタールをイトーヨーカドーが開発運営するというので、「ショッピングセンターアリオ」が平成27年度中のオープンを予定されているというふうにお聞きしております。

終わります。

No.311 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.312 ○10番(杉浦光男議員)

一番の柱は、部長が答えてくれたように、区画整理ということが柱にきましたので、今、近隣市町の区画整理を聞きました。

東郷にしろ、日進にしろ、きわめて大型、じゃ豊明はおくれをとっているかという、僕はそうは思いません。

これは私見にはなりますけど、豊明はもう人口が急増して、名古屋市のベッドタウンとしてもう30年前ぐらいにずっと進んできた。日進や、みよしや、こちらのほうは、豊明の歩んだ20年か30年前を今歩んでいる。

だから、豊明がそういう点では「成熟都市」というふうに、私はそういう熟語を使っていますけど、豊明は成熟都市。

だから、その成熟都市にふさわしい開発の仕方、それを部長に聞こうと思いますけども、先ほど申されましたこの開発については、本当にまだ第一歩というか、一步を踏み出そうとしているところですので、だけれども、これは第4次総合計画についている、都市マスタープランについていることですね。

だから、ないよ、一步も踏み出していないんだから無だよ、ゼロだよという、これはだめなんだね。

それで今、全体にこの討論、この質問の中でも、区画整理の方向で進むよ、開発の方向で進むよ、市長の前の6月議会の答弁でも進むよということを聞いております。

だから、そちらに行くとして、まず第一歩を踏み出すために、可能性のある検討調査をすると、先ほど言われましたよね。そういう委員会を立ち上げるかどうかということを僕はちょっと聞き漏らしたんですが、そういうふうに言われましたので、具体的にどういうことをやるんですか。

No.313 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.314 ○経済建設部長(横山孝三君)

来年度、予算が認められればということでございますが、考えておりますのは、北部地区の市街地開発の可能性の検討調査業務、これを発注したいということでございます。

その調査の目的は、現在の第2次都市マスタープランに位置づけられております北部地区の新規市街地住宅ゾーンについて、都市計画の見地から開発の必要性、それから地権者の意向に基づく開発の可能性、それから市財政に基づく開発可能規模の検証といった観点から、開発区域、規模等の比較検討を行って評価を行いまして、今後の市における市街地開発の方向性を定める基礎資料とするということを目的としております。

それで、内容でございますが、概要調査の整理、それから上位関連計画の整理、それから地区実態の概況整理、土地権利者の整理、調査、地権者の意向調査、市街地の開発条件の整理、それから市街地開発案、たくさんつくりますが、この開発可能性の検討、それから今後のスケジュールとして、課題の整理ということで、26年度はそういうことでございます。

まだ引き続き27年度につきましても、地元に入ってやっていくということで、計画はしてお

ります。まちづくりの勉強会でございますね、そこら辺から入れればなということでございますが、とりあえず 26 年度につきましては、そのようなことをやっていく予定でございます。
以上です。

No.315 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.316 ○10番(杉浦光男議員)

今、部長が「予算が認められれば」と言いましたけど、やや、それは予算の決定権は議会にあるから、「認められれば」という、そういう言葉になるかもしれませんが、非常に消極的な、「認められれば」なんて、「必ず認めさせる」とか、「認めてほしい」と、僕個人の立場で言うと、僕はこれさっき言ったように、イエスの区画整理のこのラインで今質問しているわけですので、そういうふうにあってほしいというふうに部長にお願いをいたします。

少しでも予算化をして、第一歩を踏み出す、これがやれなかったら豊明の都市計画なんてやれませんよ、何にも。そういうふうに私は思います。

その中で、先ほどちょっと聞き漏らしてしまいましたけども、河北氏の役割というのは、ちょっと細かいことになるかもしれませんが、もう一度教えていただきたい。

No.317 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.318 ○経済建設部長(横山孝三君)

河北係長につきましては、任期付職員として採用したものでございます。

一応5年間ということであります。

開発建築係を担当しております。

それで、出身が、先ほど議員が申されましたように、コンサルにございましたので、そのコンサルの観点から、特に北部、南部の開発について特化した形で担当させたいということでございます。

北部地区につきましては、来年度行います業務を担当させて、地域に入っていきたいと、入らせる役割を持たせたいと考えております。

終わります。

No.319 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.320 ○10番(杉浦光男議員)

本当にもう第一歩を踏み出そうとしておるところですので、生まれようとしておるところですね。

ですから、その河北氏も十分に活用させていただいて、「活用」という言葉は的確かどうか知らぬけど、使わせていただいて、いい知恵が出ますように。

私、本当に申し上げたいのは、区画整理やるにしたって、そんな生易しいことではありませんよ。地域がある、地権者がある、地権者を探してごらんなさいよ、どえらい広くて何千人とおるかもしれませんよ。

その中で、地権者や地域との合意形成をする、合意形成がないとできませんよ、区画整理は。

だから、本当に一歩踏み出したら、もう長期的な計画を立ててやっていただく。時間がかかる、それもやっていただく。

と申しますのは、本当に北部は風光明媚な里山がたくさんあります。二村山もあります。徳重にも近い、幹線道路も縦横に走り出します。もうやっぱり1つの豊明の生命線になるようなポイントであろうというふうに思います。

くどいようですが、日進や東郷のような大型の区画整理、これは豊明にとっては僕個人としては必要なし。もう少しきらりと光るオンリーワンの開発ができればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

時間の関係で次に移ります。

人事評価ですけども、人事評価は先ほどわかりました、人事評価は。

人事評価というのは、当然、給料と結びついてくるわけですね。どうでしょう、その点。

No.321 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.322 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

当市の人事評価制度は、給料に結びつく制度となっております、先ほど申し上げましたが、6段階の評価に分かれて、評価のいい職員については、昇給のときに加算して昇給をする、評価が逆に悪い職員については、標準よりも減額をして昇給をする、または昇給しないというようなことになっております。

以上です。

No.323 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.324 ○10番(杉浦光男議員)

これはもう一度ちょっと確認しますと、人事評価はあると、さっき言ったようにいろんな要求に従って順に評価すると。そうすると、それは自然として給料にかかわっていくと。

給料は、昔、従来はBが中心だとしますと、号でいきますと4つ、例えば5、6、7、8、4つの号が定期昇給というか、1年の昇給でしたよね。

現在は、人事評価の結果、ある程度、職務給というか、能率給的な側面が強くなります。これは相羽市長もよく言っていました、僕、質問したこともありますので。

そうすると、S、A、B2、B1、C、Dとあって、従来は大体Bが中心で4号、4つの段階、1、2、3、4、4個もあって、これが1年の昇給の範囲だよと。

そうすると、今はS、Sのやつがおるかおらぬか知りませんが、これ10上がるんですね、10こま。Aは8こま、B2は6こま上がる。B1は4こま、B1というのは、昔で言うところの大体1年の昇給は4こまだよというのがB1。それから、Cが2こま、2つのこまが上がる。

そうすると、Sはちょっと除いて、A、B2、B1、Cというようなところがあるわけですね。そのパーセンテージはわかりますか、どのくらいか。

これは、僕、通告しましたので、わかると思います。よろしく申し上げます。

No.325 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.326 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

お答えをいたします。

Sはゼロ人でおりません。Aが6人で1.3%、B2が71人で14.9%、B1が、これが標準の職員ということで、382人で80.1%でございます。Cが18人で3.8%、Dがゼロ人で0.0%ということになっております。

以上です。

No.327 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.328 ○10番(杉浦光男議員)

これが人事評価と給料が、俸給がつながっているということで、そうすると、人事評価がいいというのは、本当にみんな立派な人ばかりで、物すごい課題をぱっと見つけて、上

司に言われなくてもたあ一とみずから進んでやれるという、すごい評価がいいという、これは例えばAだとかB2、上のほうへいきますよね。

そうすると、給料が、こまが多いですから、全体の給料がどんどん、どんどん上がってってしまうのかなという、そういうちょっと僕自身がいぶかったので、それちょっと質問させていただきましてけども、人数でいきますと、給料、俸給という面だけで考えてこの人数を見ますと、大体中庸なところにおさまっていると。

中庸なところにおさまっている、その逆から言うと、それじゃこの人事評価とセットになっているから、人事評価も中庸が多いよというふうでは困るわけですが、人事評価は本当にいい人が多くなきゃ困りますよね。だけど、その前提として、人事評価の方法や評価の物差しが間違っているとだめですよ。

僕がしゃべっているのは、物差しがきちっとしている、方法や物差しがきちっとしておっていい人が多かったら、これはすばらしいことじゃないですか。

その辺で、何か一言ありますか。

No.329 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.330 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議員のおっしゃるとおりでございます。私どもの担当としては、全員がAの評価がもらえるような、そういう職員になってほしいということで、研修だとか、いろいろ職場での能力アップだとかに供しておるところでございますが、数字としては、実態としては、Bの職員が80%ということで、大部分がそういうふうになっておるということでございます。

以上です。

No.331 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.332 ○10番(杉浦光男議員)

自己矛盾することを言うようですが、やっぱり評価がいい人は多いほうがいいです。

だから、僕が言ったのは、物差しが正しくて、下手な物差しを使っておって、みんながいいよ、いいよではだめですから、きちっとした物差しを持つとって、みんながいいのはいい。

しかし、みんながいいけど、そのいいとって、Aが多いからとって、Aは8個も上がるんですよ、給料で。みんな8個も上がったら、物すごい一般会計から俸給のほうに持ち出さないかぬ。

こんな離反することが出てしまうから、僕は極端な言い方をしていますが、こういうことはないと思いますが、理屈の上ではそういうふうになる。

だから、みんなAであっても、俸給は中庸なところであるというふうに望みます。

それから、次の公募制度については、15年から庁内公募制度が始まったんですが、一昨年から始まったのとちょっと中身が違うようですので、その違いを再度確認します。

No.333 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.334 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

平成15年度から市役所の庁内公募制度が始まりました。

当時は、大規模な機構改革がございまして、新しい課、新しい係ができました。市民協働課などができた年でございます。

そのときに、新しい課、新しい係について、役職を公募、役職というか、そのポスト、例えば市民協働課長になりたい人というようなことで、そのポストについて公募をいたしました。

現在は、ポストではなくて、課長とか課長補佐とか係長、その職責につきたい、そういったことで、どこのポジションに行ってもマネジメント能力を現在必要としております。以前の、平成15年のときは、そのポストでやったもんですから、この次の異動がちょっと難しくなったというような反省もございまして、現在は、その職責に応じた能力をその職員が有しているかどうかということ判断をして、制度を改めたものであります。

以上です。

No.335 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.336 ○10番(杉浦光男議員)

そうしますと、自分はやっぱりその課長なり係長に、あるいは管理者になって豊明のため、豊明市民のために頑張りたいという、これが前面に出てくるわけでしょう。

そして、そのいろんな試験をやってその人がなったということになれば、やっぱりいいものが出てくるというふうに思いますよ。

思いますけども、まだその実績が少ないので、僕、ここがうまく機能しているかということに通告ではしましたけども、これはきょう聞くのはさておいて、今はその意義というか、中身を確認しましたので、また来年ぐらいの機会があったときに、一般質問で聞いていきます。

それから、降格希望制度については、これはリタイアする人ですので、これは僕、黄金の橋をかけるというか、自分はまだ課長はだめだという人は、やっぱりみんなが温かく認める方向、おるかおらぬか知りませんが、そういうリタイアしたいという人はそれなりの理由があるわけですので、これは黄金の橋をかけてみんなで温かくおろさせてあげる方向、それが豊明の役所のためにいいなというふうに思います。

私が議員の質問として、何か理事者の方から答弁をいただいて何か得るという、そういうものじゃなくて、この職員像は私の願い、市民に身近な公僕としての職員像について、この20文字ぐらいを皆さんしっかり読み取ってくださいよ。

「市民に身近な公僕としての職員像」。

本当に職員はこうありたいと、聡明な皆さんならば、余り質問しなくてもわかるというふうに思います。前に座ってみえる方はそれぞれ指導的な立場ですので、この言葉を、私の通告のこのタイトルをかみしめていただいてやっていただきたいというふうに思います。

非常にきょうは、北部の開発については本当に第一歩ですが、先ほどの可能性検討調査ということで一歩踏み出すと。

それから、区画整理ということで力強く部長から言っていただきましたので、それから予算も少しでもいいから来年頑張って、議員の皆さんに賛同していただいてやるよという、そういう意気込みが見えましたので、喜んで私の通告は、まだ時間が来ませんが、これで終わります。

きょうはありがとうございました。

No.337 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、10番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月4日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時45分散会

